

令和3年4月30日

芽室町長 手 島 旭 様

帯広市南町南7線56番地 7

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
理事長 金澤 耿



令和2年度事業報告書

令和2年度の芽室町中央公民館指定業務に係わる事業報告について、関係書類を添付してご報告申し上げます。

団体名	一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団		
代表者名	理事長 金澤 耿	施設の名称	芽室町中央公民館
電話	0155-47-3236		

事 業 報 告 書

令和3年4月30日

1 指定管理者の概要

団 体 名	一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団		
代表 者 名	理事長 金澤 耳	施設 の 名 称	芽室町中央公民館
電 話	0155-47-3236		

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

分類	類別	申請提出
1. 施設の運営方針	客観的評価	<p>安全・安心で実行力のある業務履行体制</p> <p>(1) 安全管理運営の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な施設環境の整備、事故の防止、危機管理など安全確保を優先事項とし、安心して利用していくための管理運営を行います。 ・安心して利用して頂くために、すべての業務品質を維持・向上させ、「安全」「安心」「快適」な施設環境を提供します。 ・災害や事故に備え、定期的な避難訓練や緊急連絡体制の整備を行います。 <p>(2) 資格者による経験豊富な直営スタッフ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞台技術者では1級舞台機械調整技能士、日本照明家協会1級照明技術者、日本音響家協会2級音響技術者、文化庁主催アートマネジメントセミナー受講者を配置します。また、電気主任技術者や危険物取扱者等有資格者を配置し、安全に快適な環境を提供できる施設運営に努めています。 ・配属する舞台技術スタッフは、直営体制の下で質の高い技術者と、常に感性を磨き質の高い技術者として育成を行っています。 ・ホールの運営にあたる町民に愛されるホールの提供に努めます。 ・全スタッフが日本十文字社救急事務連絡簿を修了しており、AED操作、 CPR動作確認を行います。 ・利害者の安全を確保するため緊急時に対応に取り組みます。
2. 利用の平等性	客観的評価	<p>利用案内・受付・納入等について</p> <p>(1) 利用者に対する利用方法等の周知および説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて利用する方を想定し、施設利用への理解を深めるために、利用手続の方法と利用時のルールなどについてわかりやすく説明し、施設内を内に紹介します。 ・施設入口の目立つところへのデジタルサイネージの設置により、当日の利用状況や直近のイベント開催による通常利用の変更や注意喚起を表示し、利用者への詳細な情報周知をします。 ・施設の利用料に関する料金表の掲示や月間予定表への記載を徹底し、利用者の目線に合わせて、手に取るものへのさりげない広報を行います。 ・利用者に対しては、ホームページでの施設案内や月間予定表の閲覧が可能であり、利用を検討するうえで必要となる情報を提供します。 <p>(2) 施設利用案内表・月間予定表の作成と利用状況の問合せ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該月の予約状況を明記した月間予定表を作成し町民にわかりやすく周知します。 ・月間予定表は受付窓口に設置し、手堅に持ち帰るよう月間予定表サイズで準備します。 ・窓口以外での利用状況の問合せは、電話もしくはEメールにより受け付けます。 <p>(3) 使用の調整及び施用申請受付等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用申請に際し、現状の取扱方法に併せ、合理的な調整に努めます。 ・ホールの利用については、年度当初に町、学校、文化協会、各団体等と調整を行っています。
3. 入場者の運営方針	客観的評価	<p>利用上の注意事項と事前打ち合わせ</p> <p>(1) 事前打ち合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞台進行等を円滑にするために、遅くても利用の1週間前まで利用者側との打ち合わせを行います。初めて利用される団体には、実際に現場を見てもらうことで、後々のトラブルを未然に防ぐよう努めます。 ・利用の内容や利用時間、進行計画、設備等の利用、特別設備の有無、準備・撤収時間、前売り券有無、広報協力、火気使用等を事前に打合せを行っていきます。 <p>(2) 入場者の案内・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたり、公演開催時は混雑・混亂が予想されますので、入場整理・場内案内等の係員の配置をお願いします。

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請案比較表

分類		申請案	令和2年度実績
・利用者接遇	客観的評価	<p>(1) 企画と広報のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民が平等公公平に文化公演を鑑賞できる環境を創ります。 都道府の事業通知としては、ホームページ・新聞記事・フリーペーパー等を活用し、利用者が申し込みの機会を失わないよう、事前周知を行います。 公民館内に「チケット販売」を開始しました。また、自主事業「立川談吉『芽室音痴』」は、町民を優先して先行発売を行いました。 <p>(2) チケット販売</p> <ul style="list-style-type: none"> チケット販売、ポスター、新聞広告等で事前周知をし、町民を優先して先行発売を行います。 「チケット販売」を始めとする各プレイガイドにて一斉にチケット販売を行います。 <p>・大ホール、各階堂等の利用については条例に基づく対応を自ら行います。</p> <p>・また、利用者の要望に応えるため柔軟な対応を目指します。</p>	<p>町民が平等公公平に文化公演を鑑賞できるよう、ホームページ・新聞記事・小中学校きラシ・新聞記事・フリーペーパー等を活用し、利用者が申し込みの機会を失わないよう、事前周知を行います。</p> <p>公民館内に「チケット販売」を開始しました。また、自主事業「立川談吉『芽室音痴』」は、町民を優先して先行発売を行いました。</p> <p>すべての利用者に対して平等なサービスを行い、公共性を確保しています。また、来館者には挨拶・巡回を行います。</p>
・募集施設管理・事業運営について考え方	客観的評価	<p>施設の維持管理体制</p> <p>(1) 施設管理と運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館としての機能を維持し、町民に利用していただきため、常に使用できる状態を保持し、ホールの舞台機械や照明、音響など特殊設備が安全かつ正常に機能するよう施設実な維持管理に努めます。 常に十分な安全対策により、施設として安全で安心な環境づくりを実現します。 設備管理業務は、施設管理の目的の達成に最も大きな影響を及ぼす重要な業務の一です。施設機能を適切に維持・管理し、施設を利用する皆様に安全で快適な環境を提供します。 <p>(2) 公民館講座その他公民館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務仕様書に基づき町民の生涯学習のニーズや社会情勢を踏まえた学習機会の充実を図ります。町民に定着しているような年齢層の高い講座については施設開催いたしました。 意欲と満足感を高めるため、館内の施設を活用し各種講座での成果発表の機会を提供し、町民の学習意欲の向上と受講者数の増加を目指します。 ・子ども向け講座は、子どもの体力・運動能力の向上、底辺拡大を目的に乳幼児向け事業を積極的に推進します。 ・講座は、資格を有する職員により事業の品質を目指します。 <p>(3) 舞台技術の業務管理と運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 当財團が提供する舞台技術は、30年以上にわたり帯広市民文化ホールで培った技術と、多くの利用者とのコミュニケーションから築かれた信頼関係によるものであり、道内の公演文化施設において唯一、直営体制で行っているものであります。 舞台の運営業務については、公演の打合せから舞台・音響・照明のアドバイス、プランの作成、公演準備から本番進行→撤収→復元作業までの総合的なコーディネートを実施します。 ・コミュニケーションをはかり、「ホールといハードウェア」と「地域の表現活動や創造活動などシフトウェア」を結びつける仕事を行っています。 <p>化ホールと同様に舞台技術者の専門的知識・技術を利用者ニーズに合わせ、帯広市民文化</p>	<p>町民が平等公公平に文化公演を鑑賞できるよう、ホームページ・新聞記事・フリーペーパー等を活用し、利用者が申し込みの機会を失わないよう、事前周知を行いました。</p> <p>公民館内に「チケット販売」を開始しました。また、自主事業「立川談吉『芽室音痴』」は、町民を優先して先行発売を行いました。</p> <p>すべての利用者に対して平等なサービスを行い、公共性を確保しています。また、来館者には挨拶・巡回を行います。</p> <p>大ホールの舞台機械や照明、音響などの特殊設備を中心に運営するうえ、年間の保守も契約外、非常口等を含む危険箇所の除雪などに努力しました。</p> <p>随時、施設内外の巡回点検により、施設機能を適切に維持・管理し、施設を利用者に安全で快適な環境を提供しました。</p> <p>趣味・教養・技能などの各分野のバランスを考慮した講座を年間通して開催して、町民の学習意欲の向上と受講者数の増加につなげました。</p> <p>成人講座 2・9講座（内2回講座）延べ人數203人）を実施しました。</p> <p>9名参加）、子どもも講座を9講座（延べ人數203人）を実施しました。</p> <p>ななよ、子どもとの基礎運動能力の向上を図るために講座を、資格を持った財団職員で実施しました。</p> <p>・講座は、資格を有する職員により事業の品質を目指します。</p> <p>・当財團の大ホール利用者対応にあたっても、当財團が別途管理しております帯広市民文化ホールで樂いてきた利用者との信頼関係とコミュニケーションを最大限に活用して舞台業務に努めました。</p> <p>舞台の運営業務については、キャリアが豊富な舞台技術職員を中心とした体制で実施しました。利用者に対しては、既存の舞台用備品を最大限に活用しながら、利用者目標での対応を心掛けて出発者や観客の満足度が高まるよう努めました。</p> <p>・職員間共有情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に平等で迅速な対応が可能となるように、日常的にスタッフが必要とする情報や組織としての意思決定が必要な案件解決のために様々な会議体を構築し、活発な意見交換により的確な判断を行います。 ・利用者目線のサービスを提供するために、施設として取り組んだサービスをどのように感じてもらっているか、どのようなサービスが必要とされているかを日々の利用者との接觸により気づくよう努めます。 ・組織管理・運営業務においても、常に問題意識をもち業務に取組むことでより効率的で効果的な業務の改善を指します。 ・施設責任者はは管轄する施設での良い取り組みからインシデントやアクシデントまで職員より報告を受け、月末の調整会議で施設職員の間で共有を行います。
2. サービスを向上させる方策	客観的評価	<p>・サービスの向上について</p>	<p>スタッフの勤務が交代シフト制である都合上、施設管理に関する様々な案件を確定に伝達出来るよう引き継ぎ会により情報共有を行っています。なお、通常事項等は、交代シフトの關係上朝と暮に打合せを行っています。</p> <p>常に問題意識を取り組み、月例の職員研修を開催して活発な意見交換の中で判断を行いました。</p> <p>グループウェアを導入することにより、各施設の情報やアイディアの共有、業務改革の取り組み状況がパソコン上で確認可能となり、意思決定の迅速化や利用者への最新の情報提供と最良のサービス提供につながっています。</p>

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

申請提案		令和2年度実績	
分類	申請事例	実績事例	実績事例
	<p>この一連の情報発信作業に伴い、情報・事例の共有化が促進され、サービスの質の均一化と個々の知見ノウハウを蓄積します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的かつ効率的に運営や問い合わせを行うために、グループウェアを導入しています。 このシステムの導入により、各施設を横断する情報やアイディアの共有、業務改革の取り組みのサービス提供につながります。 <p>サービスの具体策</p> <p>(1) 使いやすさを向上させるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 当財團では利便性向上のため、IP交換機を導入しています。業務用内線となり、異なる施設への問い合わせも、内線で他施設にお答えしております。 <p>(2) ニューサル/バリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーサービスに関するサービスと接客対応に係るソフト面によるサービスとします。 ・車いす利用者へは、スタッフが目的とするところまでご案内及びその他の必要なお手伝いをして受付窓口には聴覚障がい者のための「耳マーク」サインを設置してあります。視覚障がい者には聴覚障がい者のための「耳マーク」サインを設置してあります。 ・受付窓口には聴覚障がい者のための「耳マーク」サインを設置や聴覚・知的障がい者に向けたコミュニケーション上で確認が可能となることから運用が可能となります。 ・本來使用したい施設とは異なる施設に電話をかけても、内線で該当施設へ繋ぐことで、施設利用案内や事業案内等のお問い合わせがスマートボードで対応が可能となります。 ・IP交換機は同一会社が一括管理を行っていることから運用が可能となります。 <p>(3) モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかなどを定期的に確認・検証するために、茅室町が指定管理者に対し行う「行政モニタリング」への協力とともに、自らの業務内容を自らで評価する「セルフモニタリング」を行います。サービスに記載されている日常・定期的な業務の履行状況の確認、サービスの質に関する評価、サービス提供の継続性・安定性に対する評価を行います。 ・町の担当者は、ノウハウに関する情報以外は原則すべての要件に応じて提出します。 ・毎月の利用状況の報告や四半期の事業報告書、年度報告書は指定された期日内の提出を厳守します。 ・万が一、改善指導を受けた場合には、直ちにその原因を追究し、最善の方法による措置を行います。 	<p>当財團では利便性向上のためIP交換機を導入しています。業務用内線となり、異なる施設への問い合わせも、内線で他施設にお答えしております。</p> <p>車いす利用者へは、スタッフが目的とするところまで「耳マーク」サインの設置や、聴覚・知的障がい者には聴覚障がい者のための「耳マーク」サインを設置してあります。視覚障がい者に向けたコミュニケーション上で確認が可能となることから運用が可能となります。</p> <p>・受付窓口には聴覚障がい者のための「耳マーク」サインを設置や聴覚・知的障がい者に向けたコミュニケーション上で確認が可能となることから運用が可能となります。</p> <p>・本來使用したい施設とは異なる施設に電話をかけても、内線で該当施設へ繋ぐことで、施設利用案内や事業案内等のお問い合わせがスマートボードで対応が可能となります。</p> <p>・IP交換機は同一会社が一括管理を行っていることから運用が可能となります。</p> <p>・適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかなどを定期的に確認・検証するためには、茅室町と指定管理者が行う「定期会議」で自らの業務内容の報告を実施している日常・定期的な業務の履行状況の確認などに努めます。</p> <p>・毎月の利用状況、管理状況の報告は指定された期日内の提出を厳守しました。</p>	<p>ニーズの把握</p> <p>(1) 利用者ニーズの把握と利用者満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな利用形態や利用背景、異なる目的や関心を持つて来館される利用者の事前期待を把握し、その期待に対するサービスの提供とそのサービスの実績評価(満足度)による、見直し・改善へのPDCAサイクルのもとで、継続的な利用者サービスと満足度の向上を効率的な管理運営を行います。 <p>(2) 把握すべき多様なニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の施設利用者ではなく、イベントなどの参加者や顧客、運営サイドなどの主催団体へのニーズ把握も、施設の快適性や利用やすさなどの施設づくりの貴重な情報となります。 ・利用者ニーズの把握に向け、既存利用者の情報収集に加えて、独自のネットワークにより、類似施設等の事例を参考するなど、多面向的に情報収集を行います。 ・特定の時期に施設来館者(利用者・調整者など)に対し、アンケート調査を実施します。 ・アンケート調査では、同時に「利用者満足度調査」も実施します。 ・公民館講座・自主事業の参加者に対してはアンケート調査を行い、講座内容に関する利用者や指導者の指導内容に関する評価を実施します。
	<p>3. 利用者意見の反映について</p> <p>・利用者意見の反映について (利用者トラブル防止・対処方法)</p>	<p>答観的評価</p> <p>(1) 利用者ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどにより利用者の満足度を確認し、見直し・改善へのPDCAサイクルのもとで、継続的な利用者サービスと満足度の向上に努めました。今年度は12月10日～12月31日に施設来館者によるアンケート調査を実施し、224件の回答をいたしました。公民館講座や自主事業の参加者に対しては、終了時にアンケートを行い、感想や意見を確認しています。また、意見箱を設置し、6件のアンケートの回答をいたしました。 <p>(2) 収集した情報は、性別や年代、利用目的などの階層ごとに分析し、新たなサービス提供や改善などの資料として活用しています。また、これらの情報はサービス提供や改善に即した情報を探求的・意図的に収集し、施設の課題や現状に即した</p>	

1-①茅室町中央公民館指定期管理申請者申請提案比較表

分類		申請提案	令和2年度実績
		<ul style="list-style-type: none"> 施設職員や指導者に直接言えない要望や苦情等のリケートなど収集できる仕組みとして意見箱を受付窓口付近に設置します。 職員自ら多彩な利用者と積極的にコミュニケーションを図ることで、利用者の要望等の意見を收集します。 施設責任者と関連団体との懇親会開催により満足度や要望を把握し、利用しやすい施設づくりへとつなげます。 芽室町が実施している生民に対する調査や生涯学習、芸術、文化に関する調査資料などを活用して情報を収集します。 学識者・活動団体等から幅広く意見を聞く機会を設け見識を広げます。 道内外の類似施設をしている企業・団体からの情報収集を行います。 <p>(3) 利用者ニーズの分析と反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 多數の方法により得られた利用者の意見や要望を、必要である「ニーズ」と、あるといいなどいう「ウォンツ」の区分にすることで、より良質なサービス提供と無駄な取組みによるコスト削減を可能とします。 収集した情報は、性別や年代、利用目的などの階層ごとに分析し、新たなサービスや自主事業のコンテンツだけではなく、年代別、地域別などの効果的な効率化に活用するなど、施設の課題や現状に即した情報を意図的に収集し、管理運営全般に活用していくきます。 満足度に關しては、「大満足」を到達レベルとし、「やや満足」と回答した利用者の特性やどのような事前期待を持つているかを分析活用することがビートオーダーを得るために極めて重要な情報であると考え、活用に努めます。 なお、ニーズ分析より新たにサービスの提供によるシステム変更や条例変更が必要とされた場合は、芽室町と協議のうえ、承認・懇意の議決を経たるものに限り実施します。 	<p>利用者や地域住民からのクレームは、特にありませんでした。また、町民の声は、当財團に不足している事についての「気づき」の機会として捉え、意見や要望に対しては、日々の管理運営に活かしています。</p>
		<p>利用者、地域住民からの苦情に応じる対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者や地域住民からの苦情は窓口や電話、メールなど様々な方法での対応が想定されます。 市民の声は、当財團に不足している事についての「気づき」の機会として捉え、誠意をもって対応や要望に対しては、公平に判断し日常の管理運営に活かします。 回答に即応できない場合は、上司や周囲の職員に相談し、必要に応じて上司が同僚するなど、組織で対応いたします。 クレームの原因をケーススタディの実施により分析、改善策・対応策を講じることで同様のクレームの再発防止を図ります。 	<p>利用者や地域住民からのクレームは、特にありませんでした。また、町民の声は、当財團に不足している事についての「気づき」の機会として捉え、意見や要望に対しては、日々の管理運営に活かしています。</p>
4. 施設・設備の維持及び安全管理について	・施設・設備の維持及び安全管理	<p>舞台設備の維持と安全管理について</p> <p>客観的評価</p>	<p>舞台技術スタッフによる舞台・照明・音響設備等の日常点検を実施し、保守・整備・清掃を十分に行い、本分に於いては、音響回線・音響ケーブル作成、音響ケーブル修理・接続修理等を実施しました。</p> <p>3/11 大ホールメンテナンス（機器メンテナンス・舞台清掃、）、3/18 大ホールメンテナンス（機器メンテナンス、備品整理）等を実施しました。</p> <p>コロナ感染防止対策として、消毒用アルコールの配量、大ホール客席と展示ホールの間引き表示、施設内各所に注意喚起を促す掲示をしました。</p>

1-① 芙室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

申請提案		令和2年度実績
分類	施設整備に関する計画と安全で効率的なメンテナンス体制	
	<p>(1) 修繕体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常点検・清掃や定期点検等を通じて不具合箇所が確認された場合は、速やかに報告するとともに財産の再委託等に際する契約規定に基づいて、仕様書を作成し、見積書を作成し、見積書を行います。 修繕後は当財産の修理を終了する。修繕後は財産の修理を終了する。 修繕実施体制においては、原則1件あたり10万円未満の修理について優先度を判断し、仕様と算出額を決定のうえ計画します。ただし、計画外や修繕にならない物件については芙室町と管理者を特定せざるを得ない場合を除き、施工可能な業者を選考し財産契約規則に基づき選定、決定します。 修繕発注は特殊な設備等の理由により発注先を特定せざるを得ない場合を除き、施工可能な業者を選考し財産契約規則に基づき選定、決定します。 	<p>日常点検・清掃や定期点検等を通じて不具合箇所が確認された場合は、速やかに報告し、修理にかかる費用が10万円未満の場合は指定管理者者が修繕施工体制を整え、以下の修繕を実施しました。</p> <p>水栓栓ビストン取替、温水循環循環ポンプ漏電修繕、小便器排水管等修繕、リハーサル室洗面台排水栓修理、茶道具添外漏ヒーター修繕、給水加圧ポンプラエット修理、除雪機修繕等を実施しました。</p>
	<p>(2) 緊急修繕体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害等による突然的な設備異常、建築物における破損等が生じた場合の事後保全による修繕については、利用者の安全確保を図り、利用を阻害することのないよう速やかに報告し改善対応を協議します。 施設の老朽化に伴い、今後改修などの必要性が高くなるため、施設調査（建物設備）を有資格者にて実施し、改修などの必要性及び緊急性を判断し今後の施設の延命化に向けた保全について、芙室町に報告します。 施設及び設備はオーバーホールなどによる積極的な延命化を図ることとともに、抜本的な修繕や機器更新を要することが発生した場合は、芙室町へ状況を報告、提案、協議します。 	<p>自然災害等ならびに不可抗力による突然的な設備異常、建築物における破損等は発生はありませんでしたが、今後とも利用者の安全確保を図り、利用を阻害することのないよう改修点検実施、5/31 23:30 地震発生による施設閉鎖後の巡回点検を実施しました。</p>
	<p>(3) 中長期保全計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に伴い、今後改修などの必要性が高くなるため、施設調査（建物や設備機器類）を有資格者にて実施し、改修などの必要性及び緊急性を判断し今後の施設の延命化に向けた保全について、芙室町に提案します。 施設及び設備はオーバーホールなどによる積極的な延命化を図ることとともに、抜本的な修繕や機器更新を要することが発生した場合は、芙室町へ状況を報告、提案、協議します。 	<p>施設の保守点検および運転監視業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備全般の機能を良好に維持するため、日常・定期点検その他の自主点検を実施し、劣化及び損傷の早期発見に努め、予防保全など適切措置を行い、部品・消耗品などの交換が必要となる場合は迅速に対応します。 施設使用の場合には整備することのできない不具合箇所の修繕、各種装置の動作試験があるため、安全対策及び機器の長寿命化に重点をおき保守点検計画を行います。 施設設備に係る装置類に特徴があり、特に吊用具等は落下などの重大事故に繋がる恐れがあるため、安全対策及び機器の長寿命化に重点をおき保守点検計画を行います。 施設機器の老朽化による燃料の過剰な消費など非効率化も進んでいますため、各機器の運転状況の監視及び運転管理データの蓄積と分析を行い、建築、電気、空調、給排水衛生設備などを一体的・効率的に管理し、ランニングコストを縮減します。 諸設備を安定的に移動させ、停電や断水、空調停止等のトラブルや人身事故など事故発生の未然防止が重要であり、日々の運転管理と安全管理に努めています。 照明天井の不点や安定器の劣化などが発生した場合は、早急に交換修繕を行ふとともに、消耗品の購入については即時対応できるよう、予備を含む購入により迅速な対応策を図ります。
	<p>什器備品・物品等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 什器・備品の保守管理 芙室町が備え付ける備品などは、消掃や日常点検及び定期点検を計画的に実施し、異常の早期発見に努めるとともに、本来の性能を発揮する状態を維持します。 不具合が生じた備品については速やかに状況を確認し、必要に応じた対応を行い、利用者に支障が生じないよう適切に管理します。 	<p>什器備品・物品等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ボイラーや除雪機などに使用する燃料の取り扱いについては「危険物取扱者」の有資格者を配置して使用上の注意事項と関係法令を遵守しています。 燃料の保管については油地下タンクや施錠可能な物品庫や油脂庫にて保管し適切に管理しています。

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

分類		申請結果	申請評価
施設の維持及び安全管理	清潔な施設環境を保つ掃除計画	(1) 快適生向上に資する日常清掃 ・設備や備品の清潔さなど施設の衛生面には特段に配慮し、利用者からの清掃にに関する要望や苦情には迅速に対応します。 ・このほかスタッフ間で情報を共有し、快適な環境を提供します。	空間づくりを実践しました。 新規コロナウイルス感染拡大防止に関する施設の衛生面には特に配慮しては、施設・設備・備品などの使用後にアルコールを用いて消毒で安全な状態を保っています。大ホールの使用後については、利用者が直接接触した備品（マイク、椅子、講義用台等）はアルコールで消毒し、客席は次亜塩素酸水を有効濃度（50ppm）に希釈して噴霧器で散布して除菌処理を行いました。
	適正な廃棄物収集処理	(2) 適正な廃棄物について ・施設から発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、茅室町廃棄物の減量及び処理に関する条例などに基づき、廃棄物の抑制・適切な分別・保管・効率的な収集・運搬に努めます。 ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、利用者が快適に利用できる良質な環境を維持に努めます。 ・廃棄物の性質・素材などに応じた適切な方法により処理します。 ・また、廃棄物の再利用及び物品調達における再生品の使用促進を図ることで、廃棄物の減量にも積極的に取り組みます。 ・産業廃棄物については、北海道が許可する事業者において処理を行い、産業廃棄物管理票で処理内容を確認し適切な管理に努めます。	新しい清掃で快適な状態を維持するとともに、利用者が快適な状態を維持するため、客席前や各階の廊下、通路、エントランスホール・トイレなど、利用者が使用する場所にはすべて開口部前に清掃を実施し、常に清潔で良好な状態を保ち快適な空間づくりを目指します。 ・ゴミの収集やトイレットペーパー・衛生消耗品の補充などの巡回清掃を行うとともに、利用者の連絡などを受けた際には、直ちに改善清掃を実施しています。
	環境衛生管理業務	(3) 環境衛生管理業務 ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、利用者が快適に利用できる良質な環境を維持するため、常に施設内及び施設内の適切な環境衛生の維持に努めます。	施設から発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、茅室町廃棄物の減量及び処理に関する条例などにより、より効率的で適切な方法により処理しました。 ・空気環境測定、ねずみ等異常防除等、利用者が快適に利用できる良質な環境を提供するため、常に施設内及び施設地内の適切な環境衛生の維持に努めています。
	安全・信頼の整備体制	(4) 安全・信頼の整備体制 ・利用者の安全と信頼を確保するため、適切な警備計画を作成し、火災、盜難、破壊、不正、不当行為などの事故やトラブル予防、被害の拡大防止、不審者・不審物の早期発見を行います。 ・電気に係る保守および修繕業務 ・施設内において低圧電気に係る保守及び修繕を行なう場合は「第2種電気工事士」の資格保持者が保守作業を実施します。 ・経営的な作業については電気主任技術者の指導のもと安全対策を重視し作業を行います。	利用者の安全と信頼を確保するため、日々見回りを行い、火災、盜難、破壊、不正、不当行為などの事故やトラブル予防、被害の拡大防止、不審者・不審物の早期発見を行い、施設内及び施設地内の秩序の維持に努めました。
	通信システムの整備	(5) 通信システムの整備 ・当財団はグループ通話システムを構築するにあたり、設置計画を長年の培った経験を活用し効率化を図るために利用者の利便性向上と経費の削減を実現します。 ・当財団が指定管理を行う施設においては、外線電話の取次案内をグループ通話システムによる快適な利用者サービスを実現します。 ・同時に多数の発信できる複数回線を確保することで、施設利用者と事業参加者等に迅速に連絡や案内等の情報発信を実施します。 ・利用者や来館者においても施設間内線を利用し、当財団が指定管理を行う施設の詳細情報を提供します。 ・本システムは、グループサーバーを経由し、複数の有線、無線IP電話がグループ通話を可能にするSIPグループ通話システムです。	施設内において低圧電気に係る保守及び修繕を行なう場合は、「第3種電気主任技術者」「第1種電気工事士」の資格保持者が保守作業を実施していきます。日常点検における絶縁抵抗測定の実施により、絶縁不良箇所を事前に把握して漏電ブレーカーの作動前に修繕を完了しました。
駐車場管理	車上荒らしの防止のための巡回や注意喚起などを適宜行い、事故の未然防止に努めました。	車上荒らしの防止のための巡回や注意喚起などを適宜行い、事故の未然防止に努めました。	
美観を保つ施設・外構管理・除雪管理	(1) 施設・外構管理の実施体制 ・施設内の側溝や排水井などに落ち葉やごみなどが溜まらないよう定期的に清掃するとともに、作業にあたっては路面や縁石、樹木などを損傷させないよう十分注意し実施します。 ・万が一事故が発生した場合には、警察などの関係機関と連携のうえ、利用者への案内、誘導避難や救護などの初期対応を実施し、速やかに茅室町に報告します。	施設周辺の環境整備として常に美観の維持に努め、ごみ拾い及び小枝や枯葉などを撤去し常に清潔で快適な状態を保ち、日々の維持管理に努めます。	

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

分類	申請提案	令和2年度実績
(2)作業の実施体制	<p>（3）作業時の予防保全と人身事故及び物損事故等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安監視係員は、直ちに作業員に点滅灯（点滅灯）の所持と常に周囲の状況を把握し、車両や人が近づきそうな場合は、車両や人を優先して通行させ安全を確保します。 除雪作業中に万が一事故が発生した場合は、特に人命に係わる事故は、速やかに119番通報し、救急車の手配及び救急車が到着する間における負傷者の生命維持措置を行います。 なお、緊急時連絡体制（図表3）に従い事故内容の報告を行い、人身事故若しくは物損事故等発生内容に応じて、緊急措置を行います。 <p>第三者に対する業務委託などの監理</p> <p>施設の安全・快適な利用環境を確保するため、芽室町の承認を得て第三者へ再委託します。</p> <p>事業者選定方法について</p> <p>・委託契約については、「指名競争入札」を原則とし、公平かつ透明性を確保した事業者を選定方法を確立します。</p> <p>・実績のない企業が参加しないといふデメリットはありませんが、競争入札参加資格審査においては比較的の間口を広げて申請しやすい条件にするなど工夫をします。不誠実、不適正な業者を排除しやすく、良質で実績ある業者を選定することにより、質の高い業務水準を確保できます。</p> <p>委託業者への適切な監督および履行確認</p> <p>・委託業者との契約においては、業務遂行に伴う双方の指揮監督を行う責任者を明確にし、併用時間内・併用時間外の指揮命令系統および連絡体制を整備します。</p> <p>・また、関係法令、条例、規則などに準じて作成する仕様書に基づき、報告書類・履行場所の確認・検査などにより、業務の履行状況を適正に監理します。</p> <p>協定に記載する要約先から暴力団員または暴力團関係者との接触禁止や守秘義務に関する誓約書などの提出を求める場合</p> <p>・施設使用者に相手方の確認を行うなど必要な措置を講じます。</p> <p>・契約の相手方や既契約先が暴力団または暴力團関係者と判明した場合は、直ちに芽室町へ報告・相談しその指示に従います。</p> <p>・委託事業者及び外部指導員にも暴力団関係者との接触禁止や守秘義務に関する誓約書などを提出を求めます。</p> <p>・暴力団をはじめとする反社会的勢力に対する反社会的勢力に対してもたないことを宣言し、利用者の安全・快適な利用来を確保します。</p> <p>・暴力団など反社会的勢力による安全な利用を帶びかず事態が発生した場合は、芽室町暴力団排除条例に基づいて対処します。</p> <p>・法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に掲載した内部体制を整備し、帯広警察署、顧問弁護士及び地域団体などとも連携・協力して、暴力団など反社会的勢力の撲滅に貢献します。</p> <p>・業務委託をはじめ、施設運営に係る物品調達などの発注先の選定にあたっては、地域活性化の観点から地元企業を積極的に活用しています。</p>	<p>（2）作業の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 除雪時ににおける利用者の利便性を安全に確保するため、当財団の除排雪等作業計画書ならびに除雪配備基準を定めました。 除雪状況等を考慮し、除雪機器の点検整備、燃料・潤滑油等の確認、暖機運転の実施等作業準備を行い迅速に除雪作業が実施できる体制を整えました。 その他、除雪機械を操作する場合は、周囲の安全を重視し作業にあたり、除雪業務を実施しました。 <p>除雪作業中の事故の発生及び緊急時連絡体制に従うような、人身事故若しくは物損事故等の発生はありませんでした。草刈、除雪等の作業中は、常に周りの安全を確保して作業を実施しました。</p> <p>除雪機械を操作する場合は、周囲の安全を重視し作業にあたり、除雪業務を実施しました。</p>
5.管理執行体制（人員配置計画含む）	<p>・管理執行体制 管理的評価</p>	<p>当財団では、日々の利用者との応対や接觸から利用者の求めのニーズや満足度を敏感に把握し、公平なサービスの提供ができるよう施設における知見とノウハウを有した職員を多数配置しています。</p> <p>OFF-JT（集合研修）とOJT（現場研修）を職制ごとに組み合わせて行う事で、職員の研修を職制ごとに計画的に実施し、職員の質を高め業務対応域を拡大しています。また、イベント開催時には、事前に起こりうるリスクや要望を想定し、主催者と協働して、あらゆる事態に即応可能な体制を構築します。</p>

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

		会和 2 年度実績	
申請提案	分類	客観的評価	客観的評価
・管理執行体制	客観的評価	利用者のニーズや苦情などへの迅速な対応を実現するため、施設長が施設における全権を掌握する明確な責任体制を構築します。責任の所在の明確化により、問題意識が生まれ施設管理の水準をより向上させることができます。	利用者のニーズや苦情などへの迅速な対応を実現するため、施設長が施設における全権を掌握する明確な責任体制としています。責任者は実務経験等の施設管理・運営の中核的な役割を担う能力を備えた人材を配置しています。施設責任者は実務経験等の施設管理・運営の中核的な役割を担う能力を備えた人材を配置して地震等の災害発生時には施設状況の点検を行い対応いたしました。
6. 利用料金に対する考え方	客観的評価	利用料金の増収策 少子高齢化が進行する現代社会において、健康と生涯学習の重要性がますます高くなっています。親子など幅広い層を対象として、各々の目的やニーズに応じて、生涯に渡って活動を継続できるよう、常に新しい講座を提供することで来館する機会を創出したりビーカーを増やしています。	利用料金の増収策 少子高齢化が進行する現代社会において、健康と生涯学習の重要性がますます高くなっています。親子など幅広い層を対象として、各々の目的やニーズに応じて、生涯に渡って活動を継続できるよう、常に新しい講座を提供することで来館する機会を創出したりビーカーを増やします。
7. 自主事業計画 ・持つべき 自主事業計画	客観的評価	ホール等で実施する自主事業は、当財団の基本姿勢である文化振興事業の考え方を軸に町民の文化・芸術等について「成果を発表する」「感動にふれる」「皆で育む」文化に創造する」として「小中高生を対象に「公民館でスタイル」を開催実施しました。「きつかけづくり」と生涯に渡って活動を継続できるよう、常に新しい講座を提供することで来館する機会を創出したりビーカーを増やしています。	ホール等で実施する自主事業は、当財団の基本姿勢である文化振興事業の考え方を軸に町民の文化・芸術等について「成果を発表する」「感動にふれる」「皆で育む」文化に創造する」として「小中高生を対象に「公民館でスタイル」を開催実施しました。「きつかけづくり」と生涯に渡って活動を継続できるよう、常に新しい講座を提供することで来館する機会を創出したりビーカーを増やしています。
8. 個人情報に関する情報の取扱い方針 ・個人情報保護 に対する考え方	客観的評価	コンプライアンス（法令順守） ・個人情報保護法に基づき作成された、当財団の「個人情報保護規則」を遵守し、当財団が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保並びに個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の申込に対応します。 ・行政手続き等においても、当財団の「特定個人情報等取扱規程」および「特定個人情報等に関する事務フロー」に基づき厳正に処理します。 ・情報公開事務処理規則」に、当財団が保有する情報の公開の推進に関して必要な事項を定めることにより、事務の透明性の向上を図ります。	コンプライアンス（法令順守） ・個人情報保護法の取り組みとして、北海道暴力防止センターへの会員登録をし、不当要求防止責任者を2名選任し責任者講習を受講しています。また、弁護士事務所から講師を迎えて職員研修も実施しています。 ・セクハラ・バワハラ・モラハラ等の防止対策として、定期的に社会保険労務士を迎えて講習を実施します。また必要に応じて社会保険労務士に相談する体制を持つとともに、それに伴う懲罰規則も就業規則に規定しています。

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

分類		申請提案 令和2年度実績
		<p>・新しい法制度への対応として、全国公益法人協会に加入し最新情報の収集に努めるなどとともに、必要に応じて協会主催のセミナー講習会等への理解を深めます。またWeb上における質問ならびに厚生労働省等のデータベースサービスから、迅速かつ精度の高い情報収集を行います。</p> <p>・コンプライアンスに関する電子情報処理として、「UTMアライアンス」を導入して包括的に統合的に対策を実施しています。</p> <p>・併せてSKYSEA Client Viewを導入し、クライアントPCをはじめ、さまざまなIT機器やソフトウェア資産を一元管理し、より安全な情報漏洩対策やIT資産のコンプライアンスを担保しています。</p>
9.その他 ・経費節減の方	客観的評価	<p>1 収支計画事と管理運営計画との整合性に囲むこと</p> <p>(1) 収支計画書の基本方策と施設管理費縮減策の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な管理運営を行ったために、これまでの公民館の実績を分析し、他の公共施設での経験を踏まえるとともに、管理体制・業務内容等を検討し収支計画を策定しました。 <p>【収入計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料収入については、支出計画に基づき必要額を粗算しました。 ・自主事業における収入については、他施設での事業実施の実績等を参考に、できるだけ低廉な価格設定となるよう検討し粗算しました。 <p>【支出計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料・手当及び契約職員年賃金については、適正な管理運営を確保するために必要な職員配置を行う事により粗算しました。 ・事務費賃借料については、芽室町中央公民館の実績を基に粗算しました。 ・管理費賃借料については、燃料費及び光熱水費は芽室町中央公民館の実績を基に粗算しました。また、各種点検委託料についても、芽室町中央公民館にて粗算しました。 ・舞台点検等に係わる委託料については、設備の安否・全金の確保を図るために、粗算しました。また、音響照明技術者委託料については、当財団の舞台技術職員にて対応することにより、粗算しました。 ・特定建築物に係わる設備定期検査業務及び防水設備定期検査業務を新たに加え粗算しました。 ・事業運営企画賃借料については、公民館講座の開設を行うため入講座及び子ども講座の企画・開設経費を粗算しました。 ・自主提案事業関係経費については、地域住民に広く情報提供を図るためのホームページの開設に努めて行なっています。また、当財団ごとの内線通話設備を構築し安定した施設管理を行なっています。 <p>【管理費縮減のための創意・工夫について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費については、コピー用紙を当財団での一括購入方式により経費の縮減を図ります。 ・委託費は可能な業務において、当財団の複数の管理施設を一括して業務委託することにより経費の縮減を図ります。
職員雇用に対する考え方	客観的評価	<p>雇用環境の向上</p> <p>労働関係法令の遵守</p> <p>当財団が顧問契約を締結している社会保障労務士や弁護士、産業医などの専門家から必要に応じて、随時助言をいただきながら、関係法令の遵守を徹底しています。</p> <p>CS(顧客満足)達成のための前提として当財団ではES(従業員満足)が必要不可欠なものであると考えています。その相乗効果こそが最高のサービスを出す原動力となると考えます。</p> <p>職員の意欲を高めるために、「働きやすい環境づくり」が必不可少です。評議会・研修制度(連絡会)、専門的研修制度、表彰制度、資格取得奨励制度などを設け、働きやすく自己ステップ可能な労働環境を提供します。</p> <p>職員の採用</p> <p>スタッフの採用にあたっては、仕事に対する積極性と、表現力、聴覚能力がほしいなど、「対応力」を必要な資質として求めます。そのほか、職員に対しては上司の指示命令を的確に受け止め、業務担当者としての基礎的な知識をもとに、業務改善・提案などに率先して取り組み、主体的且つ問題意識をもつて正確・迅速に業務を処理できる人材を求めます。</p> <p>当財団に在籍するスタッフは、十勝管内在住者を雇用しています。地元在住者を採用することで、地域に根差した施設の維持管理・運営業務を容易に行なうことが可能となります。</p>

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

申請提案		令和2年度実績			
			内容		
・環境への配慮	客観的評価	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。
・環境への配慮	客観的評価	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。
・危機管理、事故防護	客観的評価	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。	芽室町のまちづくりの計画として掲げられているクリーンめむろ環境基本計画の定めることを理解し、環境負荷の減少及びライクレストの抑制に努めます。
(1) 施設管理における安全対策	防災・事故防止・防犯の安全対策においては、地盤・風水害災害などの自然災害や火災・事故、不審者の侵入、破壊行為などあらゆる事態を想定したリスクマネジメント計画を作成して、万全の維持管理・運営体制を確立します。	「安心」「安心」「快適」を実現するためには、地盤・風水害災害などの自然災害や火災・事故、不審者の侵入、破壊行為などあらゆる事態を想定したリスクマネジメント計画を作成して、万全の維持管理・運営体制を確立します。	「安心」「安心」「快適」を実現するためには、地盤・風水害災害などの自然災害や火災・事故、不審者の侵入、破壊行為などあらゆる事態を想定したリスクマネジメント計画を作成して、万全の維持管理・運営体制を確立します。	「安心」「安心」「快適」を実現するためには、地盤・風水害災害などの自然災害や火災・事故、不審者の侵入、破壊行為などあらゆる事態を想定したリスクマネジメント計画を作成して、万全の維持管理・運営体制を確立します。	「安心」「安心」「快適」を実現するためには、地盤・風水害災害などの自然災害や火災・事故、不審者の侵入、破壊行為などあらゆる事態を想定したリスクマネジメント計画を作成して、万全の維持管理・運営体制を確立します。
(2) 災害発生時ににおける対策と対応	災害による被害などを最小限化するため、施設内外の施設防災設備など巡回経路図を作成し、日常巡回点検にて動線を常に確保します。また、防火設備などの取り扱い方法や設置場所をマニュアル化します。このマニュアルを活用して定期的な想定訓練を実施し災害発生時に備えます。芽室町地域防災計画において、災害発生時は町に設置する災害対策本部と連絡を取り、本部の指示に沿い、与えられた役割を演じます。	災害による被害などを最小限化するため、施設内外の施設防災設備など巡回経路図を作成し、日常巡回点検にて動線を常に確保します。また、防火設備などの取り扱い方法や設置場所をマニュアル化します。このマニュアルを活用して定期的な想定訓練を実施し災害発生時に備えます。芽室町地域防災計画において、災害発生時は町に設置する災害対策本部と連絡を取り、本部の指示に沿い、与えられた役割を演じます。	災害による被害などを最小限化するため、施設内外の施設防災設備など巡回経路図を作成し、日常巡回点検にて動線を常に確保します。また、防火設備などの取り扱い方法や設置場所をマニュアル化します。このマニュアルを活用して定期的な想定訓練を実施し災害発生時に備えます。芽室町地域防災計画において、災害発生時は町に設置する災害対策本部と連絡を取り、本部の指示に沿い、与えられた役割を演じます。	災害による被害などを最小限化するため、施設内外の施設防災設備など巡回経路図を作成し、日常巡回点検にて動線を常に確保します。また、防火設備などの取り扱い方法や設置場所をマニュアル化します。このマニュアルを活用して定期的な想定訓練を実施し災害発生時に備えます。芽室町地域防災計画において、災害発生時は町に設置する災害対策本部と連絡を取り、本部の指示に沿い、与えられた役割を演じます。	災害による被害などを最小限化するため、施設内外の施設防災設備など巡回経路図を作成し、日常巡回点検にて動線を常に確保します。また、防火設備などの取り扱い方法や設置場所をマニュアル化します。このマニュアルを活用して定期的な想定訓練を実施し災害発生時に備えます。芽室町地域防災計画において、災害発生時は町に設置する災害対策本部と連絡を取り、本部の指示に沿い、与えられた役割を演じます。
(3) 防犯の安全対策について	施設の防犯性を高めるため、樹木の剪定、看板・自動販売機などの設置場所の工夫など障害となる状況を是正して施設内や建物内及び外部からの見通しを確保します。	施設の防犯性を高めるため、樹木の剪定、看板・自動販売機などの設置場所の工夫など障害となる状況を是正して施設内や建物内及び外部からの見通しを確保します。	施設の防犯性を高めるため、樹木の剪定、看板・自動販売機などの設置場所の工夫など障害となる状況を是正して施設内や建物内及び外部からの見通しを確保します。	施設の防犯性を高めるため、樹木の剪定、看板・自動販売機などの設置場所の工夫など障害となる状況を是正して施設内や建物内及び外部からの見通しを確保します。	施設の防犯性を高めるため、樹木の剪定、看板・自動販売機などの設置場所の工夫など障害となる状況を是正して施設内や建物内及び外部からの見通しを確保します。
(4) 防災・減災・防災教育について	防災は危機管理と減災に向けた危機管理の2つが重要です。減災とは、大きな災害に対して、利用者が安全・安心に施設利用ができるよう、受付において外部からの出入りを適確に管理し、不審者の侵入を防ぎます。施設内には注意喚起のボスター掲示のほか、意識的にスタッフが利用者へ犯罪行為の注意喚起などで声掛けをしています。	防災は危機管理と減災に向けた危機管理の2つが重要です。減災とは、大きな災害に対して、利用者が安全・安心に施設利用ができるよう、受付において外部からの出入りを適確に管理し、不審者の侵入を防ぎます。施設内には注意喚起のボスター掲示のほか、意識的にスタッフが利用者へ犯罪行為の注意喚起などで声掛けをしています。	防災は危機管理と減災に向けた危機管理の2つが重要です。減災とは、大きな災害に対して、利用者が安全・安心に施設利用ができるよう、受付において外部からの出入りを適確に管理し、不審者の侵入を防ぎます。施設内には注意喚起のボスター掲示のほか、意識的にスタッフが利用者へ犯罪行為の注意喚起などで声掛けをしています。	防災は危機管理と減災に向けた危機管理の2つが重要です。減災とは、大きな災害に対して、利用者が安全・安心に施設利用ができるよう、受付において外部からの出入りを適確に管理し、不審者の侵入を防ぎます。施設内には注意喚起のボスター掲示のほか、意識的にスタッフが利用者へ犯罪行為の注意喚起などで声掛けをしています。	防災は危機管理と減災に向けた危機管理の2つが重要です。減災とは、大きな災害に対して、利用者が安全・安心に施設利用ができるよう、受付において外部からの出入りを適確に管理し、不審者の侵入を防ぎます。施設内には注意喚起のボスター掲示のほか、意識的にスタッフが利用者へ犯罪行為の注意喚起などで声掛けをしています。

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請書類提案比較表

分類		申請提案	合和 2 年度実績
		<p>(5) 事故防止について</p> <p>施設・設備の老朽化による緊急事態や、利用中の事故による緊急事態や、利用中の事故については、これまでの管理経験による危険箇所や混雑時の危険状態の想定などにより、巡回による点検および利用者に対する使用上の指導等により事故の未然防止に努めます。</p> <p>利用者の人命救助と安全確保を最優先に考え、事故や傷病発生の未然防止に努め、近隣の医療機関や消防などの関係機関との連携を図り、災害発生時に適切に対応します。</p> <p>事故が発生した場合もスタッフはその都度、冷静、適切に判断し対応し応急処置にあたります。</p> <p>急救用品として感染防護型人工呼吸マスクをスタッフに常時携行させ、施設に設置されています。</p> <p>自動体外式除細動器（AED）の点検をし、緊急時に備え万全の体制を整えます。</p> <p>施設に常駐するスタッフに、日本赤十字社救急法基礎講習（AED含む）修了を義務付け、迅速な救命措置が行える能力を鍛錬します。</p> <p>室内の温度、湿度管理は利用者や観覧者の身体に与える影響が大きいため、常に室温環境を把握しながら、適切な環境管理に努めます</p>	<p>施設・設備の老朽化による緊急事態や、利用中の事故については、これまでの管理経験による危険箇所や混雑時の危険状態を想定した中で、巡回による点検および利用者に対する使用上の指導等により事故の未然防止に努めています。</p> <p>急救用品として感染防護型人工呼吸マスクをスタッフに携行させ、施設に設置されています。</p> <p>自動体外式除細動器（AED）の点検をし、緊急時に備え万全の体制を整えます。</p> <p>施設に常駐するスタッフに、日本赤十字社救急法基礎講習（AED含む）修了を義務付け、迅速な救命措置が行える能力を鍛錬します。</p> <p>室内の巡回点検は、温度、湿度の室温環境を把握しながら、室温調整、換気等、適切な環境管理に努めています。</p>
		<p>緊急時に即応した危機管理体制の構築（クライスマネジメント）</p> <p>地震や台風・大雨などの自然災害を想定し緊急時の対応マニフェストを有する施設の特性から、芽室町および関係機関と連携を図り、迅速且つ適切に対応します。</p> <p>緊急時に即応した当該施設の危機管理体制（担当者配置、マニュアル、自衛消防、防犯組織、警備体制）を構築します。</p> <p>緊急事態が発生した場合は対応マニフェストにより関係機関および民間事業者と連携し速やかなる行動を取ります。施設には日本赤十字社救急法基礎講習（AED含む）修了者を配置し、想定される緊急事態に速やかに対応します。</p> <p>危機管理体制については、施設等での事故や事件が発生した際の報告を義務付けており、今後も危機管理体制は重大な事故につながらないよう徹底します。</p> <p>初動活動、現状把握、緊急指令、災害本部の立ち上げと連絡要項、災害本部の設置、対策本部の各役職者の確認、設置場所の確立と必要備品類の調達、情報管理の方法については緊急時対応マニフェストを作成します。また緊急連絡・非常配備体制（図表1）を定めて、有事の際にはこれに基づいた迅速な対応を行います。</p> <p>災害・事故・事件等が発生した場合の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設において発生する事故や事件の解決など、法律の専門家による判断や助言が求められる事案に迅速に対応するため、弁護士と顧問契約を締結し万全な体制を整えます。 ・建築物の設備構造上の欠陥、あるいは管理上の不備等に起因して利用者に身体的障害や財物損壊を与えた場合に備え、公民館総合保険制度保険に加入します。 <p>事案などにより芽室町や委託事業者に賠償責任が生じた場合には迅速かつ誠意ある対応を行います。</p>	<p>緊急時に即応した当該施設の危機管理体制（担当者配置、事故対応マニフェスト、非常配備体制）を構築しています。</p> <p>芽室町および関係機関と連携を図り、迅速且つ適切に対応します。</p> <p>緊急時に即応した当該施設の危機管理体制（担当者配置、マニュアル、自衛消防体制）を構築します。</p> <p>緊急事態が発生した場合は対応マニフェストにより関係機関および民間事業者と連携し速やかなる行動を取ります。施設には日本赤十字社救急法基礎講習（AED含む）修了者を配置し、想定される緊急事態に速やかに対応します。</p> <p>危機管理体制は重大な事故につながらないよう徹底します。</p> <p>初動活動、現状把握、緊急指令、災害本部の立ち上げと連絡要項、災害本部の設置、対策本部の各役職者の確認、設置場所の確立と必要備品類の調達、情報管理の方法については緊急時対応マニフェストを作成します。また緊急連絡・非常配備体制（図表1）を定めて、有事の際にはこれに基づいた迅速な対応を行います。</p> <p>災害・事故・事件等が発生した場合の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設において発生する事故や事件の解決など、法律の専門家による判断や助言が求められる事案に迅速に対応するため、弁護士と顧問契約を締結し万全な体制を整えます。 ・建築物の設備構造上の欠陥、あるいは管理上の不備等に起因して利用者に身体的障害や財物損壊を与えた場合に備え、公民館総合保険制度保険に加入します。 <p>事案などにより芽室町や委託事業者に賠償責任が生じた場合には迅速かつ誠意ある対応を行います。</p>
10. 個別審査事項での設問事項	教育施設として利用増進 ・教育施設とし ての利用促進 (資金管理) の考え方	<p>社会教育施設として利用増進</p> <p>(1) 利用増進に向けた方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供から高齢者まで幅広い年齢層にいつでも気軽に学習できる場として講座や講演会など開催します。 ・イベント時なども公民館のイメージアップに繋がるよう、すべての来館者に親しみのある施設づくりを提供します。 ・大人向け講座では、趣味・教養・技能など町民の要望に応えた講座を企画し実施します。 ・子供向け講座では、学校の長期休業期間を利用して、教育施設として活用できる講座を企画し実施します。 ・地域の伝統文化や特色ある素材を生かした事業や各種団体・サークル、学級・講座などの成果を発表する機会の場を提供する事業を実施します。 ・町民が町の事業への参加意欲を湧き立てる魅力ある施設運営、いつ来ても居心地の良い快適な施設環境を提供し利用増進を目指します。 	<p>趣味・教養・技能などの各分野のバランスを考慮した講座を年間通して開催して、町民の学習意欲の向上と受講者数の増加につなげました。</p> <p>大人講座：29講座 124回実施（内2講座7回 新型コロナウィルスの影響での中止を含む）</p> <p>子ども講座：9講座 12回</p>

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請提案比較表

分類		申請提案	令和2年度実績
・接客指導体制 についての考え方	客観的評価	<p>職員研修の基本方針</p> <p>当財団の公益的な能率的な運営を推進する職員としてふさわしい職見および技能等を育成することにより、職員の資質の形成及び職員を育成することを目的として、研修計画を実施しています。</p> <p>・職員をはじめとするすべてのスタッフが、当財団にとって、最も大切な財産であるとの認識を持つています。こうした認識に基づき、OFF-JTとJTを組み合わせた研修計画を年度ごとに策定して、スタッフの能力開発と育成を確実に推進します。</p> <p>また、公共施設を維持管理・運営する指定管理者として、常に問題意識を抱きながら、公私利便性の高い市民サービスを提供できる人材の育成に努めます。</p> <p>職員研修の基本体系</p> <p>基本体系をもとに研修を行い、研修範囲は職場内研修（JT）と職場外研修（OFF-JT）と職場外研修（OFF-JT）の2大区分としています。</p> <p>JTにおいてはスタッフ間の相互信頼に基づく創意工夫により、刻一刻と変化する施設の利用状況に対応し、開かれた施設運営を行いう人材を育んでまいります。</p> <p>OFF-JTにおいては、エチケット・マナーなどの基本的な接遇力向上や、公共施設における業務遂行の基本的な考え方、公平性や情報公開などについての意識教育を行います。</p> <p>(1) 迅速かつ正確な判断・処理が可能な職員育成（必須研修）研修</p> <p>利用者の安全を第一に確保できるよう、職制に関係なく、身に着けておくべき知識と技能を習得し、緊急時の判断力と迅速な対応が行えるように、実践的な研修を行います。</p> <p>(2) 職制における基本研修</p> <p>利用者と直接、接する業務が多く、その時の評価が施設の印象となることが想定されることから、利用者対応や電話での話し方を中心とした研修を行います。</p> <p>また、指定管理者として把握しておくべき、行政施策や課題、公の施設の在り方などの基本的な知識を得ることで、業務への理解を深める研修も行います。</p> <p>職制に応じた研修を実施し、自身の立ち位置への理解や職員間の風通しを良くするために知識と技能を習得することを目的とした研修を実施します。</p> <p>(3) 専門性の高い職員育成（専門研修）</p> <p>・それぞれの施設における専門的な業務の基本スキルの習得を目指す研修として、維持管理における草刈り業務の基本作業ルールや、舞台技術における基本知識や技術づくりなど、当財団のみならず外部指導者も含めた知識の均一化を図ることを目的とした研修となります。</p> <p>(4) 派遣研修</p> <p>・実践的な経験値を加え、さらなる技術の習得や最新の技術や情報の収集のために先進地への派遣研修や専門家を招請した技術研修を実施します。</p> <p>そのほか、類似施設の見学や道内外の類似外郭団体との研修会への参加をすることで、情報の共有化や相互交流の促進を図り、各地域における方向性を確認します。それにより、ひとつの地域だけではなく、より広域の範囲での生涯学習振興の担い手としての自覚と具体的な行動方針を考える力を身に着けます。</p> <p>(5) ジョブローテーション</p> <p>・機能の異なる施設が多数存在することから、人事異動および人事交換を通じて人材育成を行うことで、それぞれの施設での特徴的な業務を経験することによって、自身が所属する施設の課題を発見する機会を与える。</p>	<p>当財団では、基本体系をもとに研修を行い、研修範囲は職場内研修（JT）と職場外研修（OFF-JT）の2大区分としています。</p> <p>JTにおいてはスタッフ間の相互信頼により、刻一刻と変化する施設の利用状況に対応し、開かれた施設運営を行いう人材を育んでまいります。</p> <p>OFF-JTにおいては、エチケット・マナーなどの基本的な接遇力向上や、公共施設における業務遂行の基本的な考え方、公平性や情報公開などについての意識教育を行います。</p> <p>JT、OFF-JTとともに、今年度は、新型コロナの影響で、密にならない少人数での研修となり、公私利便性の高い市民サービスを提供できる人材の育成に努めています。</p> <p>顧客対応マニュアルに基づき、身だしなみ、言葉遣い、応対などの研修を実施しています。利用者には、常に親切、丁寧な対応に努めています。</p> <p>専門的な業務の基本スキルの習得を目指す研修として、舞台技術における基本知識や環境づくりなど、知識の均一化を図る研修を行いました。</p> <p>新型コロナ感染拡大の影響で、派遣研修は実施しませんでした。</p>
・利用者への情報提供についての考え方	客観的評価	<p>・施設利用者への広報活動</p> <p>（1）施設利用者への広報活動</p> <p>・生涯学習や芸術・文化活動に興味を持つ人が利用することが多い管内の文化施設にポスターやチラシの掲示・設置を行います。</p> <p>・大規模イベントに際しては、町内公共施設や学校・管内ホテルなどにも広くPR活動を展開します。</p> <p>・デジタルサイネージを活用することで、より視覚を刺激した、情報提供が可能となります。</p> <p>（2）町内や十勝管内に対する広報活動</p> <p>・芽室町広報誌「すまいる」は町内に約7,600部配布され、最も集客力のある広報ツールとして活用します。</p> <p>・芽室町広報誌「すまいる」や「造新アリバリ」などの情報誌、十勝毎日新聞や北海道新聞社、ラジオなどを活用して広報活動に努めました。</p> <p>・ホームページ・広報誌を通じて、新聞記事・フリーペーパー・新聞チラシ・小冊子などを作成し、事前周知を幅広く行いました。</p>	<p>当財団の公益的な能率的な運営を推進する職員としてふさわしい職見および技能等を育成することにより、職員の資質の形成及び職員を育成することを目的として、研修計画を実施しています。</p> <p>・公共施設を維持管理・運営する指定管理者として、常に問題意識を抱きながら、公平かつ利便性の高い市民サービスを提供できる人材の育成に努めています。</p>

1-①芽室町中央公民館指定管理者申請案比較表

		申請提案	令和2年度実績
	分類		
		<p>広告として活用する場合は事業のアピールポイントを明確にいた情報提供を行います。</p> <p>当日の取材による事後の報告記事掲載は、管理施設の取組み発信にもつながるため合わせて掲載を働きかけます。</p> <p>ラジオやテレビによる情報提供は普段生涯学習や芸術・文化に接することの少ない方に対して最も情報を知らせることが可能となります。事業や講座の特徴を簡単にまとめたプレスリースや地元FM局への定期的なイベント情報の放送依頼を行っています。</p> <p>「しゅん」や「清新デリバリー」などの情報誌・フリーペーパーへの掲載は不特定多数の町民の目に触れる特性があり、気軽に情報を得るツールとして活用します。</p> <p>(3) 広域にわたる広報活動</p> <p>当財団のホームページは一日のアクセス数平均約1500人、月平均約46000人に閲覧されています。当財団のホームページ(=訪問者)のみではなく、訪問者がそのサイト上でどのような行動をとったかという分析を行いホームページの見易さ、わかりやすさをより改善する取組みを行い、ホームページの見やすさと読みやすさと読みやすくして活用しています。</p> <p>当財団の公式Facebookをリアルタイムな情報提供を行っています。</p> <p>当財団事業情報の提供を行い、イベント開催や施設のお知らせ情報も発信します。</p>	<p>毎月提出される解析レポートを基に、訪問者がホームページのサイト上でどのような行動をとったかという分析を行いホームページの見易さ、わかりやすさをより改善する取組みを行っています。</p> <p>また、当財団の公式Facebookをリアルタイムな情報提供を行っています。</p> <p>毎月提出され解析レポートを基に、訪問者がホームページのサイト上でどのような行動をとったかという分析を行いホームページの見易さ、わかりやすさと読みやすさと読みやすくして活用しています。</p> <p>当財団の公式Facebookをリアルタイムな情報提供を行っています。</p>
1.1.特筆事項(特にPRする活動があれば記入をしてください)		<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月15日から5月25日まで、臨時休館となりました。開館後は、新型コロナ感染拡大防止のため、使用した机、椅子の消毒作業等、芽室町の「新しい生活様式」に従うなど積極的に協力しています。また、役場の担当者との連携を密にして防災訓練に積極的に取り組んでいます。文化事業では、町民文化展などに実行委員として職員を参加させるとともに、社会教育事業の推進に協力しています。</p>	

緊急時の対応

	区分	実績	
危機管理基本マニュアルの作成	仕様書	有	ある場合は、添付してください
		実施日	内容
避難訓練の実施(年1回)	法定	6月19日 (金)	<p>6月19日13時45分2階ロビーのクローケ部より出火。火災報知器が作動、管理者は直ちに発生場所を確認し、放送担当者（教育委員会）に報告。担当者は館内放送で火災発生を知らせ避難指示、また消防署へ火災発生の通報。火災発生時各階に使用者あり、避難誘導係は安全な方向に誘導し避難する。消火係は初期消火を行うが火の勢いが増し消火を止め直ちに避難。各係員は状況を防火管理者に報告。在館者は全員避難でき、負傷者なしとする。</p> <p>※避難訓練終了後、消防設備点検業者より消火器の取り扱い説明を受ける。</p>
避難訓練の実施(年1回)	法定	11月20日 (金)	<p>11月20日13時45分1階大ホール舞台袖より出火。火災報知器が作動、管理者は直ちに発生場所を確認し、放送担当者（教育委員会）に報告。担当者は館内放送で火災発生を知らせ避難指示。火災発生時各階に使用者あり、避難誘導係は安全な方向に誘導し避難する。消火係の懸命な消火活動により鎮火した。各係員は状況を防火管理者に報告。在館者は全員避難でき、負傷者なしとする。</p> <p>※避難訓練終了後、消防設備点検業者より館内消防設備の位置確認、取り扱い説明を受ける。</p>

1-②中央公民館施設指定管理業務人員配置一覧表

人員配置

職種	計画	実績
管理責任者（常勤）	1名	1名
事業担当職員（常勤）	1名	1名
施設担当職員（常勤）	4名	5名
事業担当員（パート）	1名	1名

※施設担当職員（常勤）は大ホールの舞台、音響操作、照明操作を兼務

管理勤務の状況

(1) 管理業務

勤務時間	計画	実績
8時30分～17時15分	3名	3名
13時15分～22時00分	2名	2名

1-③ 施設管理業務実施状況

	仕様	実績(実施日)
日常清掃	毎日	毎日
特別清掃 床 ガラス清掃委託 ルーフドレーン清掃	年2回 年2回(春、秋)	8/2、9/6、10/4、1/5、3/10 6/7、11/4、11/7 4/25、5/4、6/6、6/7、8/7、10/5、10/21、 11/15、11/20、3/13
警備	平日・土・日 23:00～翌7:30 休館日：7:30～翌7:30	休館日以外 22:00～翌7:30 休館日 7:30～翌7:30
消防設備保守点検 機器点検 総合点検	年1回 年1回	6/19 11/20
エレベーター保守点検委託	年12回	4/7、5/12、6/2、7/27、8/11、9/1、10/6、 11/10、12/1、1/6、2/1、3/2
電気保守点検	隔月1回、年次1回	4/18、5/20、6/19、7/20、8/20、9/23、10/23、 11/21、12/20、1/22、2/20、3/19、9/2（年次）
ボイラー保守点検	整備、保守点検	6/18
大ホール舞台吊り物設備保守点検	年3回	7/16、11/26、3/24
電話機保守点検委託	年4回	6/15、9/11、12/15、3/24
建築物環境衛生技管理技術者	年1回（報告書）	5/7
空気環境測定業務	年6回（隔月）	5/26、7/2、9/9、11/4、1/7、3/2
貯水槽清掃委託	年1回	8/22
音響、照明技術者委託		直営
大ホール音響設備保守点検	不定期（R2、6）	8/6、8/7
ガス点検委託	4年に1回（R2、6）	11/20
三点吊りマイク保守	4年に1回（R3）	
地下タンク管理	漏洩検査年1回	9/10
ピアノ保守点検・調律	年1～2回 2台	8/20、2/16
特定建築物定期検査業務	年1回	9/6
特定建築物防火設備定期検査業務	年1回	9/6

* 日常点検は項目から除外

その他自主的に取り組んだ管理業務

項目	実績
飲料水水質検査	年2回実施（8/13、2/16）
ねずみ及び昆虫等防除業務	年2回実施（8/13、2/20）
防火対象物設備点検	年2回実施（6/22、12/18）
講堂カーテン補修作業	作業実施（10/23～10/26）
大ホール照明設備保守点検	年1回実施（9/17）
大ホールメンテナンス作業	作業実施（3/11、3/18）

* 仕様書、法定業務以外に自主的に行った管理業務があれば記入してください。

1-④公民館講座(成人講座)実績

計画					実績			
	講座名	回数	定員	開催日	実参加者数	延べ参加者数	受講料	内容
1	ナチュラル・パッチャーキルト講座（一回目）	4	10	5月12・26日 6月9・23日 ※コロナ感染拡大防止のため中止	—	—	—	
2	めむろ書道アカデミー～第一期	3	10	5月16日 ※コロナ感染拡大防止のため中止	—	—	—	
3	はじめのドイツ語講座（一回目）	10	10	6月13日 7月4・11・18・25日 8月1・18・22日	7	7	500円	初心者大歓迎の書道講座です。臨書（古典を学ぶ）と創作の基本を学びます。
4	ベビー＆ママピラティス	3	6組	6月5・13・20日 ※コロナ感染拡大防止のため中止	—	—	—	
5	ナチュラル・パッチャーキルト講座（二回目）	6	10	7月7・21日 8月4・18日 9月1・15日	4	24	3,000円	パッチャーキルト講座は難しそうだけど、チャレンジしてみたかった初心者の方大歓迎です！ぜひこの機会に素敵なパッチャーキルトの世界に触れてみませんか？
6	自分で樂々！簡単リンパケア講座（一回目）	8	10	7月6・13・20・27日 8月3・10・17・24・31日	11	68	3,000円	筋肉をゆるめるめて簡単リンパケアをお伝えします。服を着たまま「ふれる・なでる・ゆらす」やさしいケアで首こり、肩こり、腰痛、フェイシャルアップなど、欲張り効果の嬉しいリンパケアレッスンです。
7	アロマテラピーレッスン～抗菌ハンドソープ作り	1	10	8月24日	7	7	500円	抗菌効果のあるアロマオイルの活用法を学び、好きな香りを選んでオリジナルのハンドソープを作ります。
8	ハンドクラフト講座	6	10	9月7・14・28日 10月12・19・26日	12	65	3,000円	編み物をはじめませんか？今回は冬糸を使つてベストを編みます。

1-④公民館講座(成人講座)実績

計 画					実 績			
	講座名	回数	定員	開催日	実参加者数	延べ参加者数	受講料	内 容
9	めむろ書道アカデミー～第二期	3	10	9月12日 10月10日 11月14日	12 13 11	12 13 11	500円 500円 500円	初心者大歓迎の書道講座です。「飾る作品を書こう～インテリアの書」 「大きな墨」 「大筆で書く細字」 「懐かしい美文字～小筆で書く細字」
10	ナチュラル・パッチャワーク ト講座(三回目)	6	10	10月6・20日 11月10・24日 12月1・15日	8	40	3,000円	パッチャワークは難しそうだけど、チャレンジしてみたかった初心者の方大歓迎です！ぜひこの機会に素敵なおバッチャワークの世界に触れてみませんか？
11	自分で樂々！簡単リシパンペケア講 座(二回目)	8	8	10月12・19日 11月9・16・30日 12月7・14・21日	12	68	3,000円	筋肉をゆるめて簡単リシパンペケアでお伝えします。服を着たまま「ふれる・なでる・ゆらす」やさしいケアで首こり、肩こり、腰痛、フェイシャルアップなど、欲張り効果の嬉しいパンペケアレッスンです。
12	災害時に役立つ簡単！防災メ ニュー講座	1	10	10月15日	6	6	500円	地震・台風などの自然災害が増える中、災害時に作れるメニューを楽しく学びましょう。
13	紙でくるくる巻いて作る～ ペーパーパーチャリング講座	1	10	11月21日	8	8	500円	細長い紙を巻いてペーツを作り、そのペーツを組み合わせることでいろいろな形のものを作ることができます。アレンジして、お祝いやメッセージカードでも使えます。冬の訪れを感じるよ、やわらかい色合いでリースを作りましょう。ぜひ、この機会に作ってお部屋に飾りましょう。
14	ピラティス講座～きれいな姿勢 を作りませんか？	6	10	11月12・19・26日、 12月3・10・17日	11	57	3,000円	ピラティスのエクササイズは、インナーマッスルや体幹を安定期率よく筋肉を鍛えることができます。幅広い層から人気があります。呼吸を意識した動きで全身の筋強化、柔軟性、バランス能力を高めることができます。
15	アロマ講座～アロマスプレーと咳止めジエル 作り	1	10	11月20日	8	8	500円	抗菌効果のあるアロマオイルの活用法を学び、好きな香りを選んで、風邪予防に効くスプレーと、咳止めに使えるジエルを作ります。

1-④公民館講座(成人講座)実績

計画				実績				内 容
講座名	回数	定員	開催日	実参加者数	延べ参加者数	受講料		
16 くるくるメニューでパーティ料理講座	1	12	12月13日	10	10	500円	クリスマス、「サラダ太巻き」・「鶏肉の信田巻」など集まりの時も作りやすい「サラダ太巻き」・「鶏肉の信田巻」・「生春巻」など作ります。試食なしで持ち帰りもできます。	
17 モザイクランプ作り講座	1	10	12月18日	9	9	500円	ベースとなるクリアガラスのランプシェードに、ひし形・三角・四角のいろいろな色のガラスを使って、自分で模様をデザインして貼り付けて作ります。	
18 ストレッチボールで楽しく姿勢改善講座	6	10	1月18・25日 2月8・15・22日 3月1日	8	42	3,000円	ストレッチボールの上に乗り、全身をリラックスさせることにより、骨盤の傾きや歪みを改善したり、首の痛みや腰痛の原因を改善するなど腰痛の悪勢の姿勢の改善・パフォーマンスの向上が期待できます。	
19 自分で楽々!簡単リシンペケア講座(二回目)	8	10	1月18・25日 2月8・15・22日 3月8・15・22日	10	70	3,000円	リンパの滞りを、服を着たまままで「ふれる・なでる・ゆらす」やさしいケアで肩こり・腰痛・フェイスアップなどのケアの方法や感じ方を学びます。	
20 ノチュラル・パッチワーカークト講座(四回目)	6	10	1月12・26日 2月9・16日 3月9・23日	5	26	3,000円	パッチワーカークは難しそうだけけど、チャレンジしてみたかった初心者の方大歓迎です!ぜひこの機会に素敵なパッチワーカークの世界に触れてみませんか?	
21 めむろ書道アカデミー～第三期	3	8	1月16日 2月13日	8	8	500円	初心者大歓迎の書道講座です。「自分の印を彫るう～簡単に「作品展に向けて制作」	
22 はじめてのドイツ語講座(二回目)	7	10	1月16・23日 2月13・20・27日 3月6・13日	8	39	3,000円	日常生活から旅行に役立つ会話などを学びます。基礎的なアルファベットが読める方からの講座となります。普段知らずに使っているドイツ語もたくさん紹介します。	
23 心と体のためのボディメイクエクササイズ講座	6	10	1月21・28日 2月4・25日 3月4・18日	6	32	3,000円	不調改善を目指す骨格修正体操など、色々な動作を組み合わせ、明日に向かう心身をトータルにリセットします。	

1-④公民館講座(成人講座)実績

計画				実績			
講座名	回数	定員	開催日	実参加者数	延べ参加者数	受講料	内 容
24 冷蔵庫整理収納術講座	1	8	2月19日	5	5	500円	冷蔵庫の収納のコツを学び、食品を探す時間、食べ忘れ、同じものを買ってしまうというような食品のもつたいない!を減らしますよ。自宅の冷蔵庫の中を改善できるワントップバイスもあります!
25 はじめてのギター講座	8	10	2月4・11・18・25日 3月4・11・18・25日	8	51	3,000円	ギターを弾きたいと思っている方や、興味はあるけどなつかず。
26 今日からはじめる運動教室～軽運動と筋トレでリフレッシュ	6	10	2月15・22日 3月1・8・15・22日	5	25	3,000円	簡単なエアロビクスのステップで体を温め、姿勢をきれいに保つために必要な筋力をつけるトレーニングを行なう初心者向けの運動教室です。
27 アロマリップクリームと抗菌石けん作り	1	10	3月18日	3	3	500円	しつとりした質感のアロマリップクリームと1本と、手で練って作るアロマの抗菌石けんを作ります。アロマ石けんは、スキンケア効果と抗菌効果のある精油を使って作ります。
29 もう悩まない!毎日ラクラク晩ご飯	2	8	3月7日 3月14日	6	6	500円	1週間分の献立作りと作り置きのコツを知れば、日々の食事作りが簡単に楽しくなります。
29 エコクラフト講座～自分だけのバスケットを作りましょう!	1	8	3月14日	6	6	500円	再生紙から作られた「紙バンド」を使用した環境にやさしいクラフト工芸です。

* 必要に応じて講座に関する資料を添付してください。

**仕様書…年間24講座以上実施

29講座（124回）企画 29講座（124回）実施（うち2講座（7回）コロナの影響で中止を含む）

1-④公民館講座(子ども講座)実績

	講 座 名	回数	定員	備 考	開催日	実参加者数	延べ参加者数	実 績	内 容
1	とんぼ玉でアクセサリーを作ろう！	1	10	材料費のみ徴収	8月8日	6	6	ヘアゴム、ストラップ、ネックレス、ブレスレットのうち、好きなものに「とんぼ玉」を作つて飾り付けをします。	
2	篆刻（てんこく）～消しゴムで名前のハンコを作ろう！	1	14	材料費のみ徴収	8月9日	7	7	消しゴムを使って、自分の名前のハンコを彫ります。	
3	音で遊ぼう！親子で楽しむリトミック（一回目）	1	10組	無料	9月14日	8	8	音楽に合わせて体を動かし、楽器を鳴らします。	
4	音で遊ぼう！親子で楽しむリトミック（二回目）	1	10組	無料	11月16日	4	4	音楽に合わせて体を動かし、楽器を鳴らします。	
5	篆刻（てんこく）～消しゴムで名前のハンコを作ろう！	1	14	材料費のみ徴収	12月12日	12	12	消しゴムを使って、自分の名前のハンコを彫ります。	
6	スノードーム作り講座	2	各30	材料費のみ徴収	1月16日 (午前2回)	60	60	ドームの中に入れる人形や、キラキラなどドームを選んでオリジナルなスノードームを作ります。	
7	音で遊ぼう！親子で楽しむリトミック（三回目）	1	10組	無料	2月8日	4	4	音楽に合わせて体を動かし、楽器を鳴らします。	
8	公民館でレッソ！バルシューレ	3	30	無料	2月8・15・22日	30	87	ボールなどを使つた様々な運動遊びを楽しむことで子供の運動能力と心の発達を促します。	ボールなどで判断し、行動する力や気持ちは自分自身で育てさせて自ら運動能力、自発性、社会性をもつたボルダリング教室です。
9	陶芸でペン立てを作ろう！	1	各15	材料費のみ徴収	3月13日 (午前・午後)	15	15	土の感触や土遊びの楽しさを満喫して、自分だけのペン立てを作りましょう！	

* 必要に応じて講座に関する資料を添付してください。

**仕様書…年間6講座以上実施
9講座（12回）企画 9講座（12回）実施

1-⑤自主事業の実績

(このシートは自主事業を実施した場合、作成・添付してください。必要に応じて項目を追加してください)

開催期間	
事業の概要	『チケット取扱い販売』 十勝管内各施設で行われるイベント等のチケット販売を行いました。 別紙「令和2年度チケット取り扱い状況」参照
対象者	芽室町民及び一般
参加者数	118人

開催期間	令和2年9月13日（日）
事業の概要	『公民館でスタインウェイを弾いてみよう！』 芽室町中央公民館大ホールで、世界最高峰のピアノ・スタインウェイを弾いてみませんか？
対象者	芽室町のピアノを習っている小中高生
参加者数	演奏者10組（17名）付添者15名

開催期間	令和2年6月19日（日）
事業の概要	『町民クラシック「帯響ミニコンサート」』 お気軽にお越しいただけるクラシックのミニコンサートです。なじみのある名曲を”帯広交響楽団”の演奏でお楽しみください。
対象者	芽室町民及び一般
参加者数	新型コロナ感染拡大の影響で中止

開催期間	令和2年9月27日（土）
事業の概要	『こどもアート体感事業』発表会 札幌の映像アーティスト・斎藤幹男さんを招聘し、上美生児童クラブの子どもたちを対象に、芽室に滞在しながら児童と触れ合い、一緒にストーリーを作成し、最終的に映像として作品に仕上げ、芽室町中央公民館大ホールのスクリーンに映して児童とともに発表します。子供たちの成果をぜひ見に来て下さい。
対象者	芽室町民及び一般
参加者数	60人

開催期間	令和2年11月8日（日）
事業の概要	『立川談吉「芽室寄席」』 立川談吉さんは、芽室高校の卒業生で、落語立川流・立川談修門下の二つ目の落語家です。今回は地元での寄席の開催となります。ご本人もとても楽しみにされていますので、この機会にぜひ寄席をお楽しみください。
対象者	芽室町民及び一般
参加者数	146人

令和2年度 チケット取扱一覧表

	イベント名	開催日	場所	取扱期間	販売枚数
1	「よったり寄ったり競演会～東と西の落語～」	9月26日	帯広市民文化ホール	7/27 ~ 9/25	8
2	『立川談吉「芽室寄席」』	11月8日	芽室町中央公民館	9/5 ~ 11/8	109
3	第6回北海道少年少女オーケストラフェスティバルin十勝	2月7日	音更町文化センター	12/20 ~ 2/6	1

1-⑥ 利用者アンケートの集計表

(1) 実施状況

実施期間	令和2年12月10日～30日
実施方法	来館（利用）時に用紙を手渡し、帰館時に回収（224件） ホームページからのアンケート回答（6件）
回収件数	230件

(2) 回答の内容

		件数	割合
接客	接客に関すること		0%
料金	利用料金に関すること		0%
管理	施設の管理に関すること（清掃、営業時間等）	5	56%
施設	施設の改善に関すること	4	44%
他	その他		0%
	計	9	

(3) 対応状況

		件数	割合
未	未対応		0%
済	対応済み	1	11%
継	対応継続中	4	44%
感	感想	2	22%
他	その他（即時対応不能等）	2	22%
	計	9	

(4) 個別案件の対応状況（特に対応等が必要であったものを抽出して記載してください）

No.	実施日	区分	主な内容、原因等	対応状況		指定管理者から町への要望・意見等
				対応状況	内容	
1		管理	便座シート又はクリーナーがほしい。	継	対応等検討いたします。	
2		施設	電動ろくろを購入してほしい。	継	教育委員会に計画的な購入を依頼しています。	
3		施設	クーラーをお願いします。	済	扇風機での対応でお願いいたします。他の部屋の使用状況により台数を増やすことができますので、ご相談ください。	
4		施設	入口だけではなく、トイレの近くにも消毒があつたらとても良いと思います。	済	1階トイレ前にアルコール消毒液を設置しました。	
5		施設	Wi-Fiがつながりにくい。2階にも自販機が欲しい。	済	芽室町役場で管理していますので、弊害が発生した場合の度に、環境の充実をお願いしています。	

中央公民館利用者アンケート

1 目的

中央公民館利用に関して、利用者の意見・要望をいただくことにより、今後の管理運営の見直しや利用者満足度の向上につなげる。

2 実施期間

令和2年12月10日～12月30日

3 対象者

中央公民館利用者

4 実施要領

- ・来館(利用)時にアンケート用紙を渡し、帰館時に直接又は回収箱にて回収 (224/230件)
- ・ホームページからのアンケート回答 (6/230件)

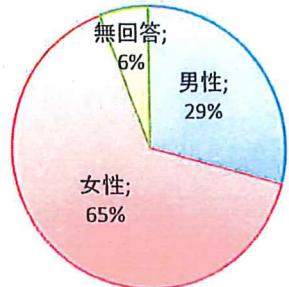
5 実施内容

- (1)お客様について(性別、年齢、お住まい、利用回数、職業)
- (2)利用目的
- (3)利用した部屋
- (4)利用手続きや申込方法について
- (5)施設の設備の使いやすさ
- (6)職員の対応について
- (7)施設の清掃や整理整頓について
- (8)当施設に望むもの
- (9)総合的な満足度
- (10)その他自由意見

アンケートの結果報告書

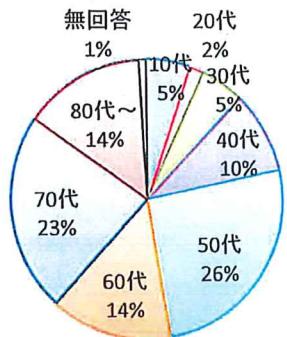
芽室町中央公民館利用者アンケート

1. 性別について



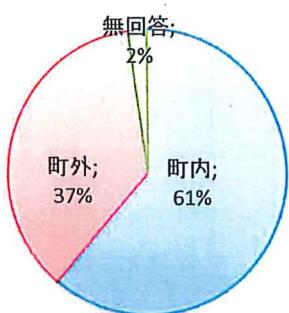
男性	67
女性	150
無回答	13
<u>合計</u>	<u>230</u>

2. 年代について



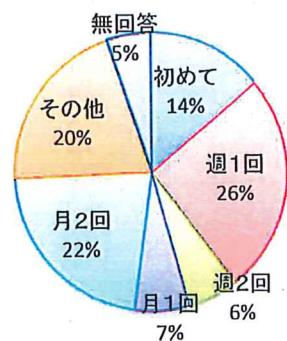
10代	12	70代	53
20代	4	80代～	33
30代	12	無回答	2
40代	22		
50代	59		
60代	33	<u>合計</u>	<u>230</u>

3. お住まいについて



町内	141
町外	84
無回答	5
<u>合計</u>	<u>230</u>

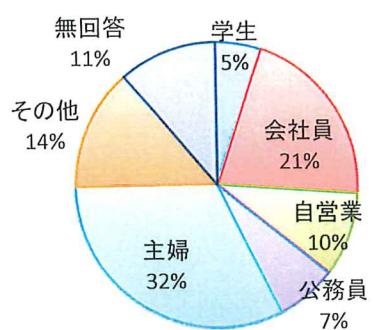
4. 利用回数について



初めて	32	その他	47
週1回	59	無回答	12
週2回	14		
月1回	15		
月2回	51		
<u>合計</u>	<u>230</u>		

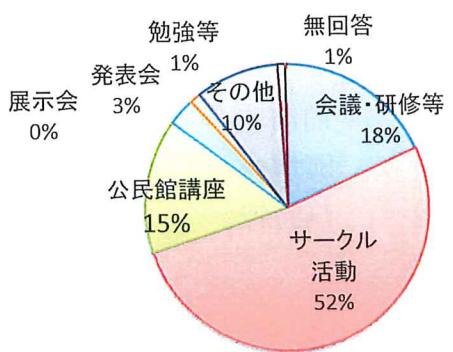
アンケートの結果報告書

5. ご職業について



学生	12	その他	32
会社員	48	無回答	26
自営業	22		
公務員	16		
主婦	74		
		合計	230

6. 今回のご利用目的について

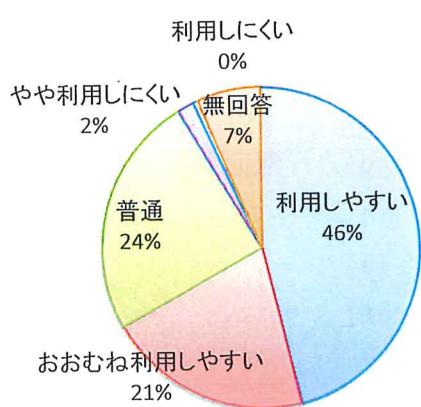


会議・研修等	42	勉強等	3
サークル活動	119	その他	22
公民館講座	35	無回答	2
展示会	0		
発表会	7		
		合計	230

7. どの部屋をご利用いただきましたか

1 展示ホール	0	9 視聴覚室	35
2 大ホール	35	10 調理実習室	7
3 リハーサル室	43	11 3階和室	25
4 講堂	48		
5 研修室	25		
6 図書資料室	21		
7 2階和室	27		
8 美術工芸室	15		(複数回答)

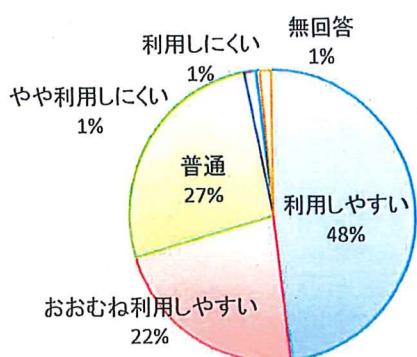
8. 利用する際の手続きや申込方法などについて



利用しやすい	106
おおむね利用しやすい	48
普通	56
やや利用しにくい	4
利用しにくい	1
無回答	15
	合計
	230

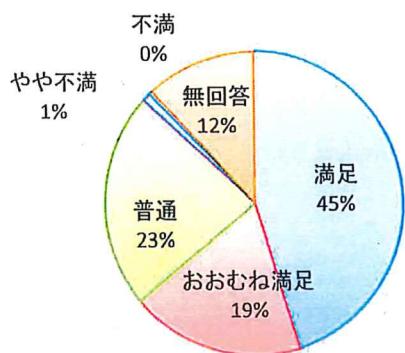
アンケートの結果報告書

9. 施設内の設備の使いやすさ



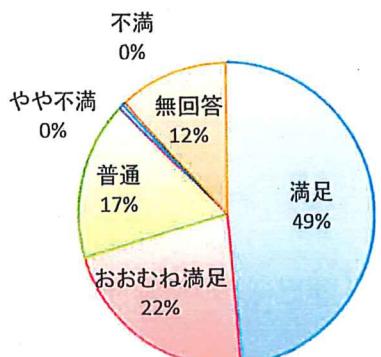
利用しやすい	111
おおむね利用しやすい	51
普通	61
やや利用しにくい	3
利用しにくい	1
無回答	3
<u>合計</u>	<u>230</u>

10. 職員の対応



満足	104
おおむね満足	43
普通	53
やや不満	2
不満	1
無回答	27
<u>合計</u>	<u>230</u>

11. 施設の清掃や整理整頓



満足	112
おおむね満足	50
普通	39
やや不満	1
不満	1
無回答	27
<u>合計</u>	<u>230</u>

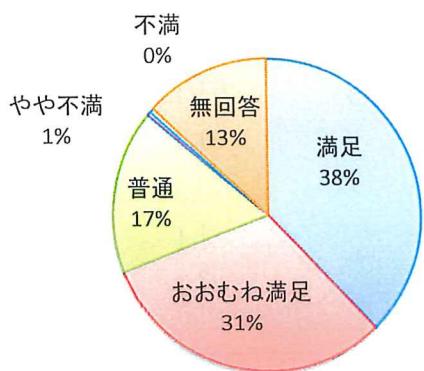
12. 当施設に望むもの

施設や用具の充実	30
清掃、美観の維持	14
開館時間の延長	2
休館日の減少	1
利用手続きの簡素化	21
料金の値下げ	30
講座、イベント等の充実	32
その他	7

(複数回答)

アンケートの結果報告書

13. 総合的な満足度



満足	87
おおむね満足	72
普通	39
やや不満	1
不満	1
無回答	30
<u>合計</u>	<u>230</u>

14. その他、自由回答

- ・机の後片付けご苦労様です。
- ・女子用トイレに手すりがほしい。(以前にも要望)
- ・便座シート又はクリーナーがほしい。(以前にも要望)
- ・正面玄関前のモニュメントの補修をして下さい。ベンキが剥がれて鏽が出ている。
- ・電動ろくろを購入してほしい。(同意見他1件)
- ・クーラーお願ひします。
- ・毎回気持ちよく使用させてもらっています。
- ・消毒に気を使って頂き、ありがとうございます。
- ・30分単位でお借りできるとうれしいです。
- ・老人会の全館独占などは少なくして欲しい。
- ・場所取りの点が良くなり、助かります。
- ・清掃がきれいで気持ちよいです。
- ・入口だけでなく、トイレの近くにも消毒があったらとても良いと思います。
- ・特になし。とてもいい取り組みだと思います。
- ・きれいにしていただきて、ありがとうございます。
- ・いつもありがとうございます。(他3件)
- ・Wi-Fiがつながりにくい。つながればもっと充実して楽しめると思います。2Fにも自販機が欲しいです。

公民館利用者アンケート実施結果の概要

(回答総サンプル数：230件)

1. 性別について

女性65%、男性29%で女性の利用者が多い。

2. 年代について

年代別では50代以上が77%を占め、年配者が多く若年者の利用が少ない。

3. お住まいについて

町内在住者が61%、町外からの利用者も37%います。

4. 利用回数について

週1回が26%、月2回が22%を占める。

5. ご職業について

主婦が32%、次いで会社員21%。

6. 利用目的について

サークル活動が52%を占める。

7. 利用した部屋

リハーサル室、講堂の利用率が高い。

8. 手続きや申込み方法について

利用しやすい・概ね利用しやすいが67%で、利用しにくい・やや利用しにくいは2%（5人）

9. 設備の利用のしやすさ

利用しやすい・概ね利用しやすいが70%で、利用しにくい・やや利用しにくいは2%（4人）

10. 職員の接客・対応

満足・概ね満足が60%で、不満・やや不満は、1%（3人）

11. 施設の清潔さ

満足・概ね満足が71%で、不満・やや不満は、0%（2人）

12. 当施設に望むもの

講座・イベント等の充実、施設や用具の充実、料金の値下げ、利用手続きの簡素化を望む意見が多い。

13. 総合的な満足度

満足・概ね満足が69%で、不満・やや不満が1%（2人）

自由意見に関する回答

意見	回答
女子トイレに手すりがほしい。	身障者用トイレをご利用くださいますようお願いいたします。
便座シート又はクリーナーがほしい。	対応等検討いたします。
正面玄関のモニュメントの補修をしてください。ペンキが剥がれて錆が出ている。	対応等検討いたします。
電動ろくろを購入してほしい。	教育委員会に計画的な購入を依頼いたします。
クーラーお願いします。	扇風機での対応をお願いいたします。他の部屋の使用状況により台数を増やすことはできますので、ご相談ください。
30分単位でお借りできるとうれしいです。	町の条例により使用時間単位は決まっています。短い時間での貸し出しは、煩雑になりますので、ご理解ください。
老人会の全館独占などは少なくしてほしい。	公民館は、皆様の生涯学習の施設になります。高齢になっても、日々学習する場が必要となります。決して独占ではありませんのでご理解ください。
入口だけでなく、トイレの近くにも消毒があつたらとても良いと思います。	2階、3階には設置済みでしたが、1階トイレ前にもアルコール消毒液を設置いたしました。
Wi-Fiがつながりにくい。つながればもっと充実して楽しめると思います。	Wi-Fiについては、町役場が管理していますので、弊害が発生した場合の度に、環境の充実をお願いしております
2Fにも自販機が欲しいです。	1階の自動販売機をご利用くださいますようお願いいたします。

1-⑦ 苦情の集計表

(1) 苦情の内容

		件数	割合
接客	接客に関すること		#DIV/0!
料金	利用料金に関すること		#DIV/0!
管理	施設の管理に関すること(清掃、営業時間等)		#DIV/0!
施設	施設の改善に関すること		#DIV/0!
他	その他		#DIV/0!
	計	0	

(2) 対応状況

		件数	割合
未	未対応		#DIV/0!
済	対応済み		#DIV/0!
継	対応継続中		#DIV/0!
感	感想		#DIV/0!
他	その他(即時対応不能等)		#DIV/0!
	計	0	

(3) 個別案件の対応状況

No.	実施日	区分	主な内容、原因等	対応状況		指定管理者から町への要望・意見等
				対応状況	内容	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

1-⑧ 三者協議会資料

第1回三者協議会

開催日		
開催場所		
出席者	利用者	
	町	
	指定管理者	
主な議題		

No.	意見・協議の内容	対応状況		指定管理者から町への要望・意見等
		措置	内容	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※新型コロナ感染拡大防止のため、会議は中止しました。

【2、利用状況及び使用料又は利用料金の収入の実績】

(1) 利用状況

2年度利用延件数	2,491
2年度利用延人数	40,483

各部屋の利用状況	区分	延件数	延人数	延日数
	展示ホール	160	4,121	130
	大ホール	155	6,402	121
	リハーサル室	454	3,660	244
	講堂	205	7,922	163
	研修室	334	4,992	229
	図書資料室	316	4,163	226
	2階和室	167	2,914	134
	美術工芸室	222	1,228	148
	3階和室	181	1,470	131
視聴覚室	172	1,922	119	
調理実習室	125	1,689	100	

(2) 使用料金又は利用料金の収入実績

開館日数	315	
休館日数	50	
開館時間	9時～22時	
申請件数	有料の件数	750
	免除の件数	443
	総件数	1,193
土曜・日曜・祝祭日・夜間の申請又は収納件数	219	
使用料金	7,449,020	
使用料金の収入金額	1,689,407	
使用料金の納付金額	1,681,777	
免除した金額	5,767,243	

※休館日は、新型コロナの為、4月18日から5月25日までの臨時休館を含む。

※納付金額は、未納繰越7,630円を含まず。

(3) 使用料金を免除で利用した延べ人数

4月	574
5月	268
6月	751
7月	2,314
8月	1,715
9月	2,130
10月	3,361
11月	7,799
12月	1,617
1月	1,972
2月	2,400
3月	2,247
合計	27,148

【3、令和2年度収支内訳書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）】

単位：円 税込											予算差額				
科 目	目	予算額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業収益	指定管理料収益(賃室町方5)	45,954,000	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	45,954,000	0
収入合計(A)		45,954,000	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	3,829,500	45,954,000	0
(2) 支出の部	科 目	単位：円 税込	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	予算差額
人件費関係															
施設管理料(給与手当等)	16,841,000	1,472,540	1,513,643	1,946,964	1,508,477	1,466,401	1,495,970	1,546,565	3,005,886	1,544,325	1,223,808	692,612	18,891,592	-2,040,592	
施設管理料(福利厚生費)	2,597,000	215,866	425,195	217,466	215,866	213,924	211,893	434,180	212,325	214,000	227,540	3,019,983	-422,983		
小計	19,438,000	1,668,406	2,372,159	1,725,943	1,682,267	1,709,894	1,758,454	3,438,066	1,755,550	1,437,898	920,152	21,901,575	-2,463,575		
事務費関係															
電話料	350,000	23,561	34,147	18,784	17,058	17,207	17,307	17,481	17,618	20,405	21,535	21,666	243,795	106,205	
ゴミ処理料／クリーニング	248,000	14,300	9,350	13,200	18,150	11,000	25,850	21,450	9,350	13,750	10,450	4,400	77,440	228,690	
チレヒ受信料	25,000	21,817			12,581	13,420	6,380	8,305	4,950	5,610	2,310	8,580	10,015	9,290	
事業消耗品費	104,000				8,943	8,247	0	0	0	0	3,260	0	0	0	
デジタル複合機器上	265,000	7,244			7,291	9,412	8,669	7,981	13,378	10,300	16,347	16,476	9,986	124,274	
公民値経合保険	88,000	93,160			65,021	40,231	62,855	43,939	51,688	45,819	43,978	59,042	52,426	93,160	
小計	1,070,000	160,082												803,373	266,627
管理費関係															
燃料費	4,642,000	277,563	199,848	4,169	7,387	7,394	11,079	306,996	299,596	741,131	684,099	718,060	201,958	3,519,520	
光熱水料費	4,860,000	340,461	316,359	289,752	278,147	286,087	298,386	357,087	382,474	468,736	511,188	450,552	426,173	4,415,402	
警備委託料	251,000	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	105,600	145,400	
清掃委託料	5,547,000	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,663	476,707	5,720,000	
ボイラーコンサルティング	176,000													176,000	0
消防設備点検	254,000				145,695									221,595	32,405
消火器定期点検	0													0	
エレベーター保守点検	515,000	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	28,380	340,560	
電話機保守点検	97,000				24,200									96,800	200
空気清潔度測定	165,000				26,620									158,720	5,280
貯水槽清掃	88,000													44,000	44,000
ガス設備点検	87,000													60,500	5,500
地下タンク漏洩検査	66,000													13,200	-13,200
ハチの異除	0													990,000	8,000
大ホール音響設備点検	998,000													418,000	102,000
ズボール音響設備監視点検	520,000													566,500	57,500
ねずみ・虫等防除	624,000													15,730	-31,460
ビブン保守点検	143,000	0												145,000	0
電気設備年次点検	275,000													98,000	176,000
飲料水質検査	69,000													61,303	7,697
3点吊りゴミ袋質保守点検	105,000													0	105,000
特定建築物防火設備定期検査	132,000													198,000	-66,000
施設維持用品等	132,000	65,388	183,177	251,243	66,225	28,824	17,662	118,086	108,836	98,452	17,058	106,861	198,000	-1,095,286	
設備修繕・備品修繕等	1,025,000	49,423	26,125	57,420	25,465	117,469				58,954	126,500	461,356	563,644	0	
印紙代	20,000	11,000												11,000	9,000
消耗品	1,931,000													239,800	-239,800
小計	22,722,000	1,257,678	1,265,972	1,462,322	1,195,802	2,205,646	1,558,610	1,423,481	2,622,007	1,935,046	1,893,156	1,787,513	2,711,769	21,319,002	1,402,998
事業運営企画関係															
報償費	1,019,000													338,844	881,128
事務用消耗品	51,000													0	51,000
託庶委託料	51,000													3,915	3,915
事務企画費	463,000	93,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,500	93,500
小計	1,584,000	93,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	590,822	590,822
自主権利関係															
ホームページ制作保守管理	572,000	357,500	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
内線・通信機器管理	249,000													0	249,000
デジタルサイネージ設置	99,000													0	-99,000
LED化修繕	220,000	357,500	11,000	22,110	22,110	22,110	22,110	22,110	22,110	22,110	22,110	40,901	338,614	935,895	204,105
小計	1,140,000	3,557,166	3,071,502	3,885,712	3,006,710	3,982,622	3,437,237	3,325,973	4,488,605	5,591,672	4,073,827	3,426,825	4,115,172	45,953,023	977
(3) 収支		0	272,334	272,334	822,790	-56,212	392,263	503,527	-659,105	-1,752,172	-244,327	402,675	-285,672	977	
収支額(A)-(B)		0	272,334	1,030,332	974,120	1,756,910	1,643,788	2,036,051	1,539,578	1,880,473	128,301	-116,026	286,449	977	
収支額合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【4、指定管理者職員 人件費推移調査表】

中央公民館		令和2年度					
職種・業種	身分	人数 (人)	人件費 (千円)				
管理責任者	正職員						
	準職員	1.00	4,482				
	契約職員						
	その他()						
	小計	1.00	4,482				
常勤管理者	正職員	1.00	6,551				
	準職員	1.00	2,465				
	契約職員	3.00	4,911				
	その他()						
	小計	5.00	13,927				
事業運営企画	正職員						
	準職員	1.00	2,844				
	契約職員	1.00	649				
	その他()						
	小計	2.00	3,493				
音響・照明業務 従事者	正職員						
	準職員						
	契約職員						
	その他()						
	小計	0.00	0				
環境衛生管理 技術者	正職員						
	準職員						
	契約職員						
	その他()						
	小計	0.00	0				
	正職員						
	準職員						
	契約職員						
	その他()						
	小計	0.00	0				
福利厚生費 (制服等)	正職員						
	準職員						
	契約職員						
	その他()						
	小計	0.00	0				
合計	正職員	1.00	6,551				
	準職員	3.00	9,791				
	契約職員	4.00	5,560				
	その他()	0.00	0				
	小計	8.00	21,902				

事故等対応マニュアル

(一財)帯広市文化スポーツ振興財団

事故等対応マニュアル

住民ニーズの多様化や施設の老朽化などにより、これまでに比べあらかじめ想定し得ない不測の緊急事態や異常事態が生じやすい時代環境となっている。われわれは、施設設備の点検等を行い、利用者が安心して施設を利用できるようその業務を行っている。しかし、突発的で予測しがたい緊急・異常事態が生じることも考えられ、様々な危機を想定し、それぞれに対応し得る体制を構築していくことが重要である。特に不測の危機に対しては、速やかな初動の対応が極めて重要であることから、事態の発生に際し、施設の状況に応じこれに即応できる体制を整備する。

1. 危機管理の範囲と想定される危機の態様

このマニュアルにおける事故等とは、不測の事故又は重大な事件、事象であって対象施設に鑑み、次のとおりとする。

なお、暴風、豪雨、豪雪、地震等の自然現象による災害対応については、「非常配備計画(一般災害対策・地震災害対策)」に基づき対応することとする。

(1) 施設利用者等の生命、身体、財産に被害・損失が生じるもの

- ① 火災の発生
- ② 急病等の発生
- ③ 手すり、スロープや避難口等をはじめ、施設を安全に利用するための設備等の不良、老朽化による事故の発生
- ④ 外部からの不審者侵入による施設利用者等への危害等
- ⑤ 食中毒・感染症等対応

(2) 円滑な施設の運営に支障を生じるもの

- ① 設備の故障等に伴う円滑な施設利用への支障
- ② 施設の使用に関する条例で使用制限に該当する行為が行われること等

2. 施設管理

施設の危機の発生、又は発生する恐れのある場合、又は、発生した際の対応等業務は下記の通りとする。

(1) 平常時の業務

- ① 各施設管理の日常点検を隨時行い、又定期的点検を行い、危機の未然予防を図る。
- ② 緊急時の連絡通報体制の整備を図る。
- ③ 施設の危機管理マニュアルの整備を図る。
- ④ 管理委託業務契約書(業務仕様書)に基づく、管理業務の報告を業務日誌等により、異常の有無、対応状況を把握する。
- ⑤ 係内及び各施設内における危機管理に関する研修・訓練の実施を図る。
- ⑥ その他、危機管理として必要な事項

(2) 事故発生時の業務

- ① 危機の内容及び施設管理者等(第1報通報者)が講じた応急の措置、さらに講じようとしている応急の措置等(指示を仰いでいる場合も含む。)を的確に把握する。
- ② 担当上司への速やかな連絡。
- ③ 危機の内容に応じて、関係機関へ連絡する。関係部課は緊急時の連絡通報体制の通りとし、必要に応じ隨時の見直しを行う。
- ④ その他、危機発生業務として必要な事項。

3. 応急対策

危機が発生し、又は発生するおそれのある場合において、危機への応急対策を効率的、かつ的確に推進するため、具体的取り組み体制の整備を行う。

(1) 施設における連絡通報体制及び応急措置

① 施設管理責任者は、教育委員会と緊密な連携を図り、危機の発生を予防し、又は危機による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

なお、施設管理の従事者は、最低2名の場合があることから、危機が発生した場合、応急の措置に必要な支援体制を速やかに講ずることとする。

② 施設において危機が発生した場合の連絡通報体制は、各施設ごとの緊急時の連絡通報体制のとおりとする。

③ 危機発生直後ただちに、危機の具体的状況及び被害状況等を的確に把握し、応急の措置を講ずること。なお、危機発生直後にすべきこととして、連絡通報のほかに施設利用者の避難誘導等も重要であることから、生命を第一に考え、応急の措置にあたること。

④ 第一報を口頭又は電話によって行った場合は、その後速やかに「事故報告書」により報告するものとする。以降の報告においても同様とする。

⑤ 危機が発生した場合に収集する情報(報告事項)は、次のとおりとする。

- a. 危機発生時の状況
- b. 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- c. 施設利用者等の避難状況
- d. 連絡通報先(実施の有無)
- e. 施設現場での応急措置の実施状況
- f. 市教委及び関係機関への報告および支援要請内容等
- g. その他応急措置に必要な事項

(2) 緊急時における行動(臨機の措置の実施)

施設職員等は、不測の緊急事態が発生した場合は、「緊急時の連絡通報体制」により報告を行い、応急の措置を行い、施設利用者等の生命、身体等を保護する事を目的とした、臨機の措置をしなければならない。ただし、事態の程度により通常の連絡通報による報告を行い、指示等を受け措置するものとする。

(3) 予防対策(研修・訓練の実施)

① 職員の危機意識の醸成と対応マニュアルの習熟を図るための研修を実施する。

② 対応マニュアルに即した行動がとれるよう実施訓練(図上、実践)を行う。

③ 具体的応急措置や対応すべき危機を想定した訓練を実施する。

(4) 関係機関との連携(連携すべき関係機関の確認)

施設管理者が実施する応急の措置等が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言を受けるため、危機の対応に応じて、密接な連携を図る。

(5) 関係業者との連絡体制

応急の措置に必要な機器の補修・修理、器具の調達等のため、あらかじめ関係事業者及び連絡先をリストアップしておく。

4 危機の態様別対応マニュアル

危機の態様により、初動対応及びその後の応急対応が異なるため、施設で速やかに臨機の措置が実施出来るよう次のとおり態様別に対応することとする。対応マニュアルに定めのない細部の事項については、内部協議をして別途定める。

(1)火災対応マニュアル

<事前体制>

- ① 消防計画に基づき、火災その他の災害予防に努める。
- ② 発生に備えて、施設利用者等の状況を常時把握するよう努めるごと。
- ③ 発生時に、必要な情報等を、施設利用者、消防署、警察署、施設管理者等に迅速かつ的確に、円滑に伝達できる体制を確立し整備する。
- ④ 日頃から、施設の状況を把握し、また、施設利用者に対し、火災が発生した場合の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立すること。

<発生した場合の対応>

- ① 実施している避難訓練に基づき行動する。
- ② 消防署等が行う、現場確認(検証)、聞き取り等に協力する。
- ③ 原因究明、復旧への取り組み、再発防止等に努める。

(2)急病、けが人等対応マニュアル

<事前体制>

- ① 発生に備えて、施設利用者等の状況を常時把握するよう努めること。
- ② 発生時に、必要な情報等を、施設利用者、消防署、警察署、施設管理者等に迅速かつ的確に、円滑に伝達できる体制を確立し整備する。
- ③ 日頃から、施設の状況を把握し、また、施設利用者に対し、急病等が発生した場合の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立すること。

<発生した場合の対応>

- ① 急病、けが人等が発生した場合、意識の有無をはじめその状況を的確に把握し、必要があれば気道確保等の手当て等を行う。
- ② 救急車の出動を要請するため消防署へ通報する。又その場合も応急措置の指示を受け適切な対応を図る。※事件、事故等の場合は、必要に応じ警察に通報する。
- ③ 指導者、保護者がいない場合は家族へ連絡する。
- ④ 事故内容、けがをした利用者の氏名等事故報告書にて報告。帯広市教育委員会には、毎月の利用状況等提出時に事故報告書にて報告する。なお、重大な事故の場合は、口頭報告ののち速やかに事故報告書を作成する。
- ⑤ 事件、事故等の場合、警察署等が行う、現場確認(検証)、聞き取り等に協力する。

(3)手すり、スロープや避難口等をはじめ、施設を安全に利用するための設備等の不良、老朽化による事故の発生

<事前体制>

- ① 日頃から、手すりやスロープをはじめ、施設を安全に利用するための設備の状況を点検する。

<発生した場合の対応>

- ① 事故が発生した場合、その状況を的確に把握し、応急措置を行う(けが人等が発生した場合→急病、けが人等対応マニュアルを準用し、対応。)
- ② 口頭にて、課長に報告。課長は、速やかに部長及び帯広市教育委員会に報告する。
- ③ 課長は、職員に対し、必要な指示、指導を行う。
- ④ 職員は、指示、指導の基、速やかに、事故が発生した施設設備の使用禁止措置を行う。なお、電気設備等の事故については、電気主任技術者に報告し、必要な指示、指導の基速やかに、事故が発生した電気設備の使用禁止措置を行う。ただし、緊急を要する場合は、初動対応及び応急対応を、施設で速やかに措置をする。
- ⑤ けが人が発生した場合、早急にお見舞いと謝罪を行う。
- ⑥ 施設設備復旧の応急及び対策措置を緊急に行う。
- ⑦ 原因究明、復旧への取り組み、再発防止等に努める。

(4)外部からの不審者侵入による対応マニュアル

<事前体制>

- ① 日頃から、施設利用者の状況を把握する。
- ② 施設利用の留意事項を掲示する。

<発生した場合の対応>

- ① 外部からの不審者(或いは、不審者と思われる者)が侵入した場合、来館目的を尋ね、用事がなければ、丁重に施設からの退去を願う。この際、トイレや休憩目的で来館した場合、開館時間内において、臨機に対応を行う。

- ② 体育施設条例で規定する使用制限に該当する場合は、施設からの退去を命じるとともに、退去に応じない場合、警察署に通報する旨告げ、引き続き退去しない場合、警察署に通報する。この際、不審者の言動に十分注意を払い、臨機に対応を行う。
- ③ 警備への取り組み、安全対策等に努める。

(5) 食中毒・感染症等対応マニュアル

<事前体制>

- ① 日頃から、食中毒・感染症等の発生に備えて、施設内の清掃や設備備品の整理整頓に努めること。
- ② 発生に備えて、施設利用者等の状況を常時把握するよう努めること。
- ③ 食中毒注意報等が発せられる時期においては、施設利用者に対し、飲食の持込に十分注意をするよう促す。
- ④ プールにおける水質検査を定期的に実施する。
- ⑤ 日頃から、保健所、消防署、保健センター等と連携を図り、発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を整備する。

<発生した場合の対応>

- ① 施設内で食中毒・感染症等の疑いが発生した場合、その状況を的確に把握し、消防署に通報し、救急車を要請する。
- ② 口頭にて、課長に報告。課長は、速やかに部長及び帯広市教育委員会に報告する。
- ③ 保健所をはじめ、応急措置に必要とする関係機関に通報する。
- ④ 課長は、職員に対し、必要な指示、指導を行う。
- ⑤ 食中毒・感染症等になられた方の家族等に報告する。
- ⑥ 早急にお見舞いと謝罪を行う。
- ⑦ 保健所等が行う、現場確認、聞き取り、監査等の実施に協力する。
- ⑧ 原因究明、復旧への取り組み、再発防止等に努める。

5 対応マニュアルの進行管理

(1) 対応マニュアルの作成、見直し

この対応マニュアルについては、定期点検を年1回実施し、効率的な対応マニュアルの見直し、作成に努める。

(2) 対応マニュアルの引継ぎ

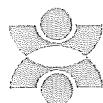
人事異動時等においては、対応マニュアルを確実に引き継ぐとともに、速やかに「緊急時の連絡通報体制」を見直し、整備を図る。

(3) 今後の予防策

事故等が発生し、又は発生するおそれがあった場合、その原因を究明し、予防策を適切に講じること。また、発生した事例を踏まえ再発防止に努める。

OBIHIRO CITY FOUNDATION
for the promotion of sports and culture

非常配備編成計画



一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団

〒080-0856 帯広市南町南7線56番地7(帯広の森運動公園内)

Tel. 0155-47-3236 Fax. 0155-47-3296

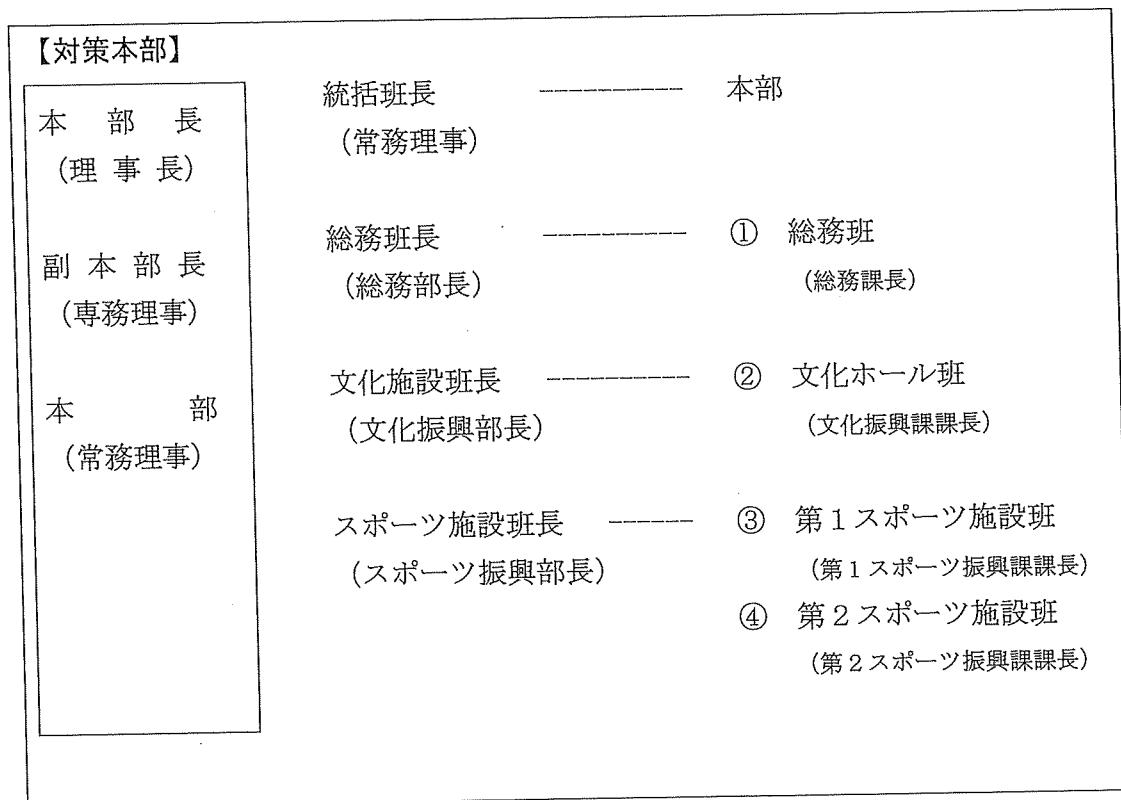
非常配備編成計画

1. 本部組織及び茅室町との連携・伝達系統

災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合における災害応急対策を、茅室町地域防災計画に基づいて、当財団としての非常配備編成計画を定める。

全町的な組織体制のもとで、町と統一した計画及び実施（出動）することが重要であることから、財団は茅室町教育委員会と呼応して非常配備態勢を組織する。

〈財団災害対策本部組織図〉



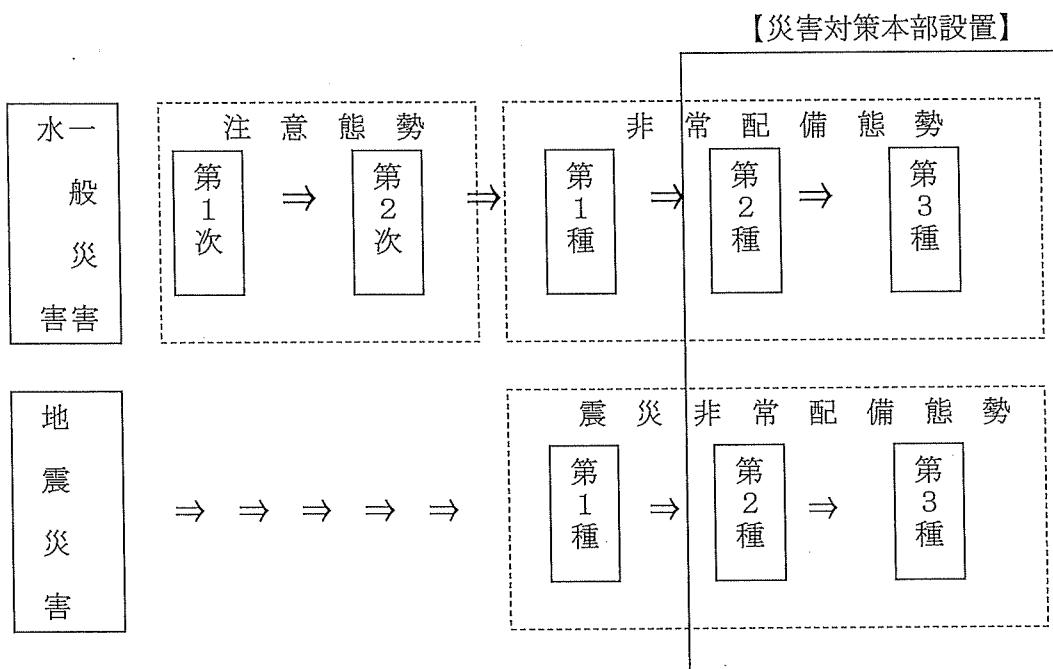
班 名	所 管 配 備 施 設 等
①総務班	本部
②文化班	市民文化ホール、茅室町中央公民館
③第1スポーツ施設班	アイスアリーナ、研修センター、市民プール、スポーツセンター、森テニスコート、球技場
④第2スポーツ施設班	総合体育館、帯広の森体育館、すばーく、森野球場、屋内スピードスケート場、陸上競技場、弓道場・アーチェリー場

2. 非常配備態勢の種類と基準

理事長は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、予防対策、応急対策を迅速且つ的確に実施するため、芽室町（教育委員会）と連携を密にして、必要に応じて、種別を指定して、非常配備態勢を指令する。

（1）非常配備区分

非常配備の種別、配備態勢、活動内容に関する基準は次の「非常配備の種類と配備基準」のとおり【水害・一般災害関係】と【地震災害関係】の区分による。



〈 非常配備の種類と配備基準 〉

ア. 水害、一般災害関係（地震災害を除く。）

種 別	【 第 1 次 注 意 態 勢 】
配備基準	(1) 芽室町（教育委員会）から情報を受けたとき。
配備態勢	(1) 次の所属の職員が情報収集、連絡にあたる。 (ア) 総務班
活動内容	(1) 総務班長は、気象・地象・水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知をおこなう。 (2) 第1次注意態勢の所属班長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる状態とする。

種 別	【 第 2 次 注 意 狀 勢 】
配備基準	(1) 第1次注意態勢の状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生する恐れがあり、警戒・災害対策に備える必要があるとき。
配備態勢	(1) 統括班長（不在の場合は、総務班長）は、関係所属班長を召集し、巡視、情報収集にあたる。 (2) 召集された班長は、係長職以上を招集する。 (3) その他の職員は自宅待機とする。
活動内容	(1) 総務班長は、気象・地象・水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 統括班長（不在の場合は、総務班長）は、関係課と活動状況聴取並びに収集情報の提供等の連絡調整にあたる。 (3) 所属班長は、総務班長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など隨時職員に対し必要な指示をおこなう。 (4) 配備に付く職員は、所属する事務所において待機する。
種 別	【 第 1 種 非 常 配 備 態 勢 】
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 第2次注意態勢にある所属班長は、主事職以上を召集する。 (2) 事態の状況に応じ、速やかに第2種非常配備態勢に移行できる態勢とする。
活動内容	(1) 所属班長は、総務班長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回・軽微な活動など隨時職員に対し必要な指示をおこなう。 (2) 所属班長は、所掌事務の情報収集及び連絡体制を強化する。 (3) 所属班長は、次の措置をとり、その状況を総務班長に報告する。 (ア) 初期の災害対策活動にあたる。 (イ) 装備・物質・器材・設備・機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配置する。 (ウ) 災害対策に關係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (4) 第1種非常配備態勢以外の職員は第2種非常配備態勢に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。

種 別	【第2種非常配備態勢】
配備基準	(1) 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 所属班長は各部所属の副主事職以上を召集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 (3) 事態の状況に応じ、速やかに第3種非常配備態勢に移行できる態勢とする。 (4) 第2種非常配備態勢以外の職員は自宅待機とする。
活動内容	(1) 所属班長は、総務班長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など隨時職員に対し必要な指示をおこなう。 (2) 所属班長は、所掌事務の情報収集及び連絡体制を強化する。 (3) 所属班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。 (ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備に付かせる。
種 別	【第3種非常配備態勢】
配備基準	(1) 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 各所属班全職員をもって、所掌する災害対策にあたる態勢とする。
活動内容	(1) 各所属班は、災害応急対策に全力を傾注する。

イ. 地震災害関係

種 別	【第1種非常配備態勢】
配備基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが、施設状況を把握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。
配備態勢	(1) 次の所属の職員が情報収集、連絡にあたる。 (ア) 総務班 (2) 統括班長は、所属班長を召集し、巡視・情報収集にあたる。 (3) 所属班の主事職以上は速やかに参集し、被害状況の収集及び情報連絡の任にあたる。
活動内容	(1) 総務班長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知をおこなう。 (2) 所属班長は、関係機関との連絡調整にあたるとともに、関係施設の被害状況の収集にあたる。 (3) 被害状況に応じ、所属班長は職員を召集し応急措置対策にあたる。 (4) 所属班長又は召集された職員は、総務班長に着任及び被害状況報告をおこなう。
種 別	【第2種非常配備態勢】
配備基準	(1) 震度5の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 市全域、或いは局地的に大きな被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各班の所掌事務により活動する。 (2) 所属班の副主事職以上は速やかに参集し、被害状況の収集及び情報連絡の任にあたる。 (3) 所属班長は、状況により所属職員の所要の人員を召集し所掌する災害対策にあたる。 (4) 被害の状況により第3種非常配備態勢に移行できる態勢とする。
活動内容	(1) 所属班長は、速やかに状況を把握し、職員の召集及び被害状況調査、応急対策活動にあたる。 (2) 所属班長又は召集された職員は、施設の被害状況調査・収集・連絡活動及び応急対策にあたり、その状況を本部長に報告する。

種 別	【第3種非常配備態勢】
配備基準	(1) 震度6以上の地震が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 (2) 町全域にわたり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各班の所掌事務により活動する。 (2) 所属班全職員をもって、所掌する災害態勢にあたる態勢とする。
活動内容	(1) 速やかに施設の被害状況調査・収集・連絡活動及び応急対策にあたり、その状況を本部長に報告する。 (2) 所属班長は、全勢力を上げて、速やかに施設の被害状況を調査・収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動にあたる。

(2) 各所属班長は、配備基準に基づき予め「緊急連絡・非常配備体制図」「地震防災組織表」を作成し、平時より人員の配備計画を立てておくものとする。

(注) 配備計画は変更があった場合統括班長に提出する。

(3) 職員非常召集連絡

各所属班長は、所属職員の住所及び非常召集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

3. 配備態勢確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合は、各所属班長は直ちに所属班の配備態勢を整えるとともに、速やかに態勢確立状況を統括班長に報告する。

(注) 震災に関する非常配備態勢については、震度4以上の地震が発生した場合に、配備態勢の有無に拘わらず定められた夫々の非常配備態勢が指令されたものとする。

4. 非常配備態勢の解除

各班における非常配備態勢の解除は、本部長が指令する。

5. 本部を設置しない場合の準用

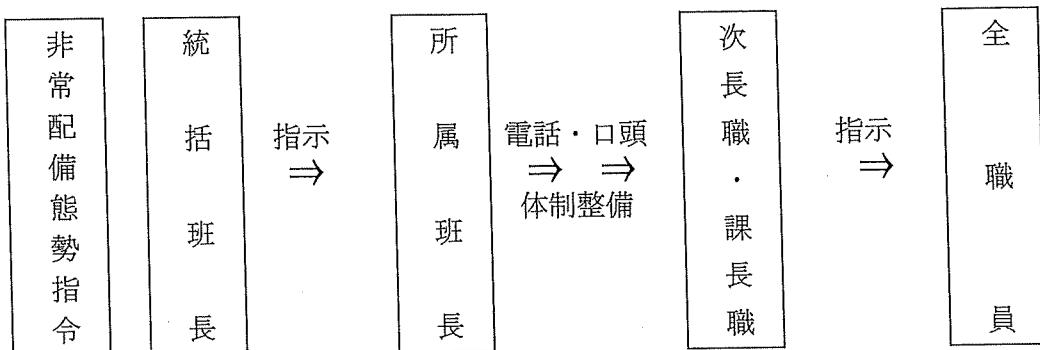
本部長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、準災害応急対策実施要領を別に定め、災害対策を実施するものとする。

6. 職員の動員計画

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、災害応急対策を迅速且つ的確に実施するための職員動員計画である。

＜ 非常配備等伝達系統図 ＞

配備決定



7. 休日及び閉館（退館）後の伝達

警備員が常駐の場合は、次に掲げる情報を察知したときは、委託業務仕様書に基づき所定の担当者に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて担当者は班長に通知する。

- (1) 気象情報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
- (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- (3) 災害発生の恐れのある現象の通報があったとき。

※ 職員への指示伝達体制の確保

各所属班長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の出勤出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

8. 職員の非常出勤

- (1) 職員は勤務時間外、休日等に出勤の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の状況により班長と連絡のうえ、又は自らの判断により出勤するものとする。
- (2) 職員の非常出勤を要する事態が発生した場合、各班長は職員の参集状況を記録し、必要に応じ統括班長へ参集状況を報告するものとする。

9. 災害対策本部各班の所掌事務は、別表1のとおりとする。

4. 準災害配備基準

種 別	【 準 災 害 配 備 態 勢 】	
	開館（勤務内）	閉館（勤務外）
配備基準	<p>(1) 震度3以下の地震が発生、又は一般災害の情報を受けたとき。</p> <p>(2) 被害は無いと見込まれるが、施設の状況を把握する必要があると認められるとき。</p>	
配備態勢	<p>(1) 次の所属職員が情報収集にあたる。</p> <p>(ア) 総務班</p> <p>(2) 所属班長は、所属職員に施設の巡視又は情報収集を指示する。</p>	<p>(1) 次の所属職員が情報収集にあたる。</p> <p>(ア) 総務班</p> <p>(2) 所属班長は、震災又は災害により、施設状況を把握する必要があると判断したときは、所属職員に施設の巡視又は情報収集を指示する。</p>
活動内容	<p>(1) 所属職員は、速やかに施設の被害状況調査・収集・連絡活動及び応急対策にあたり、その状況を所属班長に報告する。</p> <p>(2) 所属班長は、施設の被害状況等の報告を受け、総務班長に連絡する。</p> <p>(3) 総務班長は、被害状況を掌握し関係機関へ報告する。</p>	<p>(1) 所属職員は、指示があったとき、速やかに出動し、施設の被害状況調査・収集・連絡活動及び応急対策にあたり、その状況を所属班長に報告する。なお、出動しない場合は、翌日調査をおこない、その状況を所属班長に報告する。</p> <p>(2) 所属班長は、施設の被害状況等の報告を受け、総務班長に報告する。</p> <p>(3) 総務班長は、被害状況の報告を受け、関係機関へ報告する。</p>

準災害応急対策実施要領

理事長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、各所属による準災害対策部を編成設置し、応急対策を実施する。

この場合、非常配備編成計画を準用し、応急対策にあたる。

1. 小規模の災害とは、災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、且つ拡大の恐れがなく、次に掲げる基準に該当するもの。

(1) 被害状況

- ア 特定施設に限定され、他に拡大の恐れがない。
- イ 罹災者の救助、救護活動の必要なく、且つ利用者に著しい支障を及ぼさない。

(2) 災害情報

- ア 災害発生後、異常気象予警報の発令が予測されない。
- イ 他の二次災害を誘発する恐れがない。

(3) 応急対策

- ア 短期間で対処でき、人員・車両・資器材について借上げも含め担当内部で配備できる。
- イ 他の班の支援、協力が少数で事前協議の範囲内である。

2. 事前措置

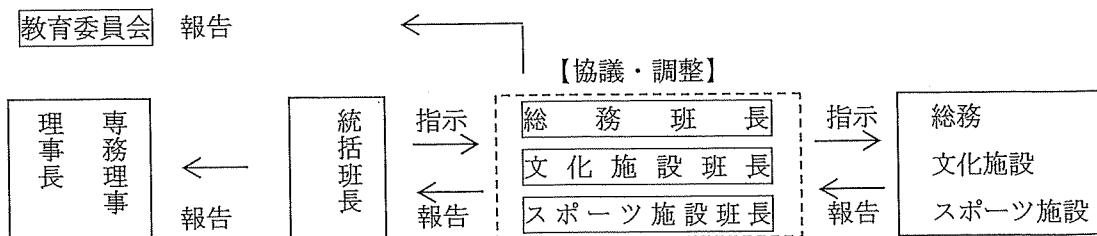
小規模の災害に対処するため、各班毎にあらかじめ予測される災害に関し、準災害応急対策実施要領により、組織非常配備、応急対策等必要事項を定め、災害時において迅速且つ的確な応急対策を講じられる体制を確立しておくものとする。

3. 準災害対策部の設置

各所属班長は、災害情報、被害状況について、統括班長、常務理事、専務理事、理事長に報告するとともに、応急対策の実施について統括班長と協議調整のうえ、理事長の指示を受けなければならない。

災害対策部による応急対策の実施は、理事長の指示のもと、準災害対策部長が直接指揮するものとし、災害情報等については、総務班長を通じ、統括班長、常務理事、専務理事、理事長に報告し、災害対策本部設置の不測の事態に備えるものとする。

〈準災害対策部 組織図〉



別表 1

<各班の所掌事務>

班名	所掌事項
①総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町（教育委員会）及び本部会議との連絡調整に関すること。 2. 本部職員の非常召集に関すること。 3. 災害状況の取りまとめに関すること。 4. 本部が行なう発表、依頼等の広報活動及び報道関係との連絡調整に関すること。 5. 町に対する要請及び報告に関すること。 6. 災害対策の予算措置に関すること。 7. 災害時の車両の確保及び配車に関すること。 8. 災害日誌及び災害記録に関すること。 9. 通信連絡機能の確保に関すること。 10. 職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関すること。 11. 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 12. 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 13. 他の係の所掌に属さないこと。 14. その他特命事項に関すること。
②文化施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設利用者の安全確保、応急救護所の開設に関すること。 2. 罹災状況の調査及び報告に関すること。
③第1 スポーツ施設班	<ol style="list-style-type: none"> 3. 応急対策実施に関すること。 4. 利用者、専用申込者への連絡調整及び使用料の返金に関するこ
④第2 スポーツ施設班	<ol style="list-style-type: none"> と。 5. その他特命事項に関すること。 6. 芽室町指定避難所の開設及び初期の管理、運営に関するこ <p>[芽室町避難対策部と連携]</p>

緊急連絡・非常配備体制系統図（令和2年10月1日現在）

